

一般社団法人 富良野青年会議所

2025年度 要 覧



~心の躍動~

The Creed Of Junior Chamber International

We Believe

That faith in God gives meaning and purpose to human life ;

That the brotherhood of man transcends the sovereignty of nations ;

That economic justice can best be won by free men through free enterprise ;

That government should be of laws rather than of men ;

That earth's great treasure lies in human personality ;

and That service to humanity is the best work of life.

J C I 綱領

我々はかく信じる

真理は人生に意義と目的を与え（第1節）

人類の同胞愛は国家による統治を超越し（第2節）

公正な経済は我々の自由な経済活動によってこそ果たされ（第3節）

政府には人治ではなく法治が必要であり（第4節）

人間の個性はこの世の至宝であり（第5節）

人類への奉仕が人生最大の使命である（第6節）

JCI Mission

To provide leadership development opportunities
that empower young people to create positive change.

青年会議所は、青年が社会により良い変化をもたらすために
リーダーシップの開発と成長の機会を提供する。

JCI Vision

To be the foremost global network of young leaders.

青年会議所が、若きリーダーの国際的ネットワークを先導する組織となる。

J C 宣言

日本の青年会議所は
希望をもたらす変革の起点として
輝く個性が調和する未来を描き
社会の課題を解決することで
持続可能な地域を創ることを誓う

綱 領

われわれ JAYCEE は
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し
志を同じうする者 相集い 力を合わせ
青年としての英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

イクボス宣言

明るい豊かな社会を築き上げるために
私たちはイクボス宣言をします
一、子は宝、組織全体で支えます
一、メンバー個々の価値観を尊重します
一、会議は二時間以内で終わらせます
一、ふらの地域にイクボスを広めます

『J C ソング』
一、J C J C J C

世界を結ぶ若き団結
新しき世紀の希望となりて
永久に繁栄えん 我等の集い

二、J C J C J C

奉仕の理想 探究めつつ
祖国の進歩の 力となりて
先駆けゆかん 我等の集い

『若い我等』
一、若い我等が 手を取り合って

進む行手の 青い空に
輝く J C 明るい希望
足なみをそろえて
行こうじゃないか

二、世界を結ぶ 若さの力

互に尽す 楽しさこそ
J C の理想だ 新しい日だ
足なみをそろえて
行こうじゃないか

三、若い我等の 心を集め
つくる集いに 未来をかけ
て

J C の仲間 は 皆信じあう
足なみをそろえて
行こうじゃないか

【 目 CONTENTS 次 】

■ 2025年度 一般社団法人富良野青年会議所 資料・名簿

理事長所信	5
組織運営会議基本方針	12
総合政策委員会基本方針	13
地域経済推進委員会基本方針	14
70周年実行委員長挨拶	15
組織図、卒業年度一覧	16
70周年組織図	17
役員及び出向者名簿	18
2025確認事項	19
会員名簿	20
シニアクラブ名簿	24
物故会員及び歴代理事長、歴代シニアクラブ会長	37
2024年度事業報告	38
2025年度公式スケジュール	39
一般社団法人富良野青年会議所定款および諸規程	42



道 ～心の躍動～

～はじめに～

「例え明日、世界が終るとしても、今日私はリンゴの木を植える」

耳にしたことがある方も居ると思いますが、これは、ドイツの神学者であるマルティン・ルターの言葉です。私がこの言葉を知った時、自分自身が今、努力して向き合っているモノや見えているコトは自らが抱く理想の未来にとって正解なのか。という自身の弱い部分を補ってくれた言葉の一つでした。

私は、青年会議所に入会する前に地域の仲間と任意団体を共に立ち上げ運動をした経験があります。地域の活性化を目指して、特に力を入れたことは当時トレンドでもあったマチコンを中心に行いました。また、マチコンという言葉を日本で波及させた企業と共同的に地域で事業を実施しました。実施した際は、地域が若者で賑わい、地域が活性化されたように見えた一方で、持続性においては、継続の仕組みと組織体制の課題が多く数年継続した先にあった未来は、解散という自身の理想とはかけ離れた結果となりました。

青年会議所は70年以上の歴史があります。明るい豊かな社会を目指し、運動の仕組みと組織を牽引するリーダーシップの開発と成長の機会が提供された環境が強靱な組織の体力となり継続されているのだと自らの経験を経た知見です。当時の私は、不甲斐なさ故の自己嫌悪に運動意識が低下してしまいました。しかし、現在から過去を振り返ると決して無駄な経験ではなく、寧ろ自身の大きな知見として社業、青年会議所運動に大きく活かされていると感じます。過去の自分には無く、今の自分にあるものとは、支えてくれている存在を知っているかそうではないかです。努力し、苦悩に耐え負けそうになった時に、志を同じく、共に課題に立ち向かう仲間が見

えるか。優しく支えてくれる家族を感じることができるか。私は、持久力を得る上で大切なことをこの青年会議所から学びました。

そして、入会から現在に至るまで青年会議所が持つ仕組みとスケールメリットを活かし、私なりに成長を目指して自らの環境に挑戦をかしながら、学びを得ることができていると感じています。一見無駄に見える行動も数年経てば、その限りでもない。問題はその時、自身の納得のいく選択ができていたかが重要なのだと感じます。

私たち、現役 JAYCEE は、実績を積み上げてこられた先輩諸兄の方々に比べると、知見に及ばずできることも限られることもあります。例えば明日、世界が終るとしても、今日私はリンゴの木を植える」

今は、明確な成果は見えないかもしれませんが、必ず努力は未来に繋がるのだと信じ、臆することなく課題に対して手を伸ばし、自身の届く範囲で一人でも多くの幸せを目指す利他の精神で挑戦に向かって歩んでいきましょう。

—組織運営会議—

※ 70 周年記念式典実行委員の総務運営も担うことから、会議体と示す。

【組織運営の魅力の促進】

私は、運動を展開するうえで、組織のガバナンスが保たれていることは非常に重要であると考えます。青年会議所メンバーで展開される運動も管理がなされていなければ前に進むこともできません。また、一年間で計画された重要なフェーズではその効力が常に試されます。そして、それらの知見は青年会議所活動及び、運動への効果に留まらず、社業、プライベートのおいても物事の遂行、社会的信用や信頼にも重要です。私たちが組織として、日々学び実践し続けてきた組織運営の軌跡を当たり前ではない魅力と捉え、さらに磨き上げその仕組みを促進することで更なる組織の強化に繋がります。

【組織運営会議 事業計画】

1. 富良野青年会議所諸会議の設営
2. 諸事業議案の精査
3. 富良野青年会議所議案上程管理・調整
4. 新年交礼会の管理・実施
5. 設立記念の夕べの管理・実施
6. 歓送迎会の実施

※ 新入会員担当者が子議案で構築するものとする

7. 70 周年記念事業への参画
8. 要覧対外誌の企画・製作

—総合政策委員会—

※ L. D (Leadership Development) 指導力開発—集団と個人の活性化

※ L. T (Leadership Training) 指導力訓練

【地域に住み暮らす人の魅力の発掘】

「子は親の背中をみて育つ」

ここでいう「親」を富良野青年会議所先輩諸兄とするならば、現在活発に運動を続ける私たちが見てきた背中には素敵な姿です。私は、2024年に縁がありカンボジアへ行きました。そこは、経済発展を続け平均年齢26.5歳と若い力が溢れている一方で、わが子ほどの子どもが道端で寝ている姿を見て胸が締め付けられる感情を受けました。現在の北海道特殊出生率は1.06である。これは、全国でワースト2位でありこれから北海道を担う子どもの数としては、衝撃的な数字です。2024年6月に日経新聞でピックアップされた主な理由として、非正規雇用が多く収入面など、経済的な不安が背景にあるとされています。しかし、出生率の上まらない理由はその限りではないと私は考えます。人々が住み暮らす先にある幸福度は決して収入条件だけではなく、本当に大切にすべき「何故、働くのか」、「何故、日々努力して生きるのか」を知る事から始まるのだと思います。その根源には必ず「人」がいることに対し徹底的に考察することで、将来、子どもが笑って暮らす豊かな社会が広がる未来に繋がるのだと確信しています。子どもが道端で寝ているような未来があってはならない。先輩諸兄の想いが、脈々とつながってきたからこそ今のふらがあるのです。今を託されている私たちは、現状を疑い打開策を模索し、挑戦する心が大切です。明るい豊かな社会に向けて、課せられた課題の考察と解決に導く仕組みを具体化することで、未来を切り開くリーダーとなり、希望に満ち溢れた運動を邁進します。

【総合政策委員会 事業計画】

1. 人的資本主義に関する調査・研究
2. DE&Iに関する調査・研究
3. 人口オーナス期における対策の研究
4. 次代に繋がるステークホルダーの構築
5. 70周年記念事業への参画

—地域経済推進委員会—

※ C. D (Community Development) 社会開発—まちづくり地域の活性化

※ L. I. A (Leadership In Action) 実践指導力開発

【地域に広がる魅力の創出】

私は 2024 年、北海道地区協議会地域活性化委員会の委員長として出向し、北海道のインバウンドを対象として輸出産業構築についての運動を行いました。北海道を対象に調査研究をして見えた「ふらの」は魅力に溢れ、地域の良さが活かされた仕組みが創られていることを知りました。そして、今がするのは観光に留まらない社会課題と向き合い、多角的な視点で運動をしてこられた結果であることも同時に学びました。北海道の市町村 65%が消滅可能性都市に。これは現在の 179 市町村の内 122 市町村となり、全国的にも 2050 年には 1718 市町村内、744 市町村になっていることを指しています。衝撃的な事実ではある一方で、この結果は何も今の時代に限ったことではありません。2000 年以降三位一体改革でも課題化され地方が輝く未来を地方財政政策として取り組んできました。各地独自で地域課題に取り組み運動を続けて来たからこそ今があることは言うまでもありません。また、日本の指標を参考に北海道としての運動指針が示され、市町村の今後のベクトルも展開されます。そして、その仕組みは青年会議所にも適用されます。今、日本が目指す未来は北海道の指針でもあり、ふらのとして持続的社會を目指すべきコト、今の私たちの行動義務を具体的に示し仕組みの構築につなげる必要があります。

【地域経済委員会 事業計画】

1. 共助社会に関する調査・研究・実施
2. 富良野圏域における GX に関する認識調査・研究
3. 青少年育成に関わる仕組み構築・実施
4. 70 周年記念事業への参画

—70 周年実行委員会—

【70 年紡がれた富良野青年会議所の魅力と未来】

今から 70 年前に旭川青年会議所のご尽力の下、富良野青年会議所が発足し現在に至ります。創立から 70 年にわたり創られたインフラは多くあり、北海へそ祭りの立ち上げ、北の峰スキー場の設立、最近ではフラノマルシェやフラノコンシェルジュなど、富良野青年会議所出身の先輩諸兄が創られた軌跡は大きな事だと日々感じています。また、それらはふらのに住み暮らす人々の中でも当たり前になっているものも多くその結果に対し、現役メンバーも認識を高め次代に繋げていかなければなりません。また、地域経済を担う企業としても、富良野青年会議所の出身の方が多くご活躍をされています。私は 2019 年に入会をし、当時は必ず聞かれた「入会のきっかけは？」に対して、知り合いに誘われたと答えていました。しかし、改めて考えると本質的な理由は自身が将来経営者になる上で、富良野で活躍する方たちはどんな方なのかを知った際、富良野青年会議所出身の方が多かったため、入会すると経営を学べるのではないかと思ったのが大きな入会理由の一つです。そして、現在も課題を考察し真摯に向き合う組織の体質が、現在のふらのの社会の一端を担い、未来に繋がれています。私たちは今後も、これまでの軌跡とこれからの未来をどのように繋げ、関わる方たちとの共助について考え、先人の方たちの想いを受け取り、地域の更なる発展と仕組み構築を担って参ります。

【70 周年実行委員会 事業計画】

- 1.70 周年記念式典の実施
2. 運動を発信するための最適な機会の研究・運用
3. 運動軌跡の調査・研究
- 4.70 周年記念誌の製作
5. シニアクラブとの連携の強化
6. 外部教育機関との連携

【結びに】

私たちが今できることの一つとして、幅広い視野で一人一人の手を伸ばした行動が円となりの仲間へと移り行く中で、大きな円が成果へと繋がっていくのです。結果は直ぐには出ないかもしれない。でも、仲間と共に創り出した選択肢を信じ確実な一歩を踏み出しましょう。

一般社団法人富良野青年会議所 第71代理事長

糠谷 隆太



2025年度 一般社団法人富良野青年会議所 組織運営会議 基本方針 議長 松井 章紘

【委員会メンバー】

小國 直道（副議長）、久野 正紘、水戸 亮佑

富良野青年会議所は、様々な職種のメンバーが集い、メンバー一丸となり活発な意見交換や事業構築から明るい豊かなふらのを目指す組織です。私たちは、組織として必要なガバナンスの徹底、日頃のメンバーの運動意欲向上に繋がる設えから、富良野青年会議所の継続的な運動を展開してきました。より一層、組織として魅力的かつ輝きを放つには同じ志を持つメンバー同士が価値観を尊重し合える組織創りへ意識の高い組織基盤が必要です。

まずは、組織内の運動効果を最大限に活かすために、理事会における上程者管理や各議案の精査をはじめとする会議の設えを行い、メンバーへ例会や事業への参画を促すことで、委員会の目的が組織内で拡大し、出席率向上からメンバーの精力的な活動に繋がります。そして、地域と密着し共に成長する組織で在り続けるために、脈略と受け継がれた新年交礼会や設立記念の夕べにて先輩諸兄と積極的な交流を図っていくことで、メンバー個々の新たな知見や視野が広がり、変わりゆく時代の変化に対応できる組織力向上に繋がります。さらに、共にふらのを創る意識を拡大していくために、地域住民の方々に対して、富良野青年会議所が日頃どのような想いで地域活動をしているのかを知っていただくことで、ふらの地域に運動が根付き、より良い運動展開へ繋がるきっかけや仲間創りを目指します。

また、来る70周年事業が盛大に遂行されるために、私たち一人ひとりが富良野青年会議所に所属している意味や意義を再認識し、若い世代の先頭で運動展開していく誇りと後世へ想いを紡ぐ大切さや必要性を組織全体で共有することで、統一した意識を醸成します。

私たちは、組織の一員として各種連絡報告といった組織で必要な意識の醸成を組織内で喚起していくことにより、メンバー各々が他者を想う意識の向上と自発的な行動が促され、高い志を持って運動展開する重要な役割となり、明るい豊かな未来ふらのを創造します。

【総務運営会議 職務分掌】

1. 富良野青年会議所会議の運営
2. 諸事業議案の精査
3. 富良野青年会議所議案上程管理・調整
4. 新年交礼会の管理・実施（新入会員担当との共同議案）
5. 設立記念の夕べの管理・実施
6. 70周年記念事業への参画
7. 要覧・対外誌の企画・制作

	【年間スケジュール】											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
富良野青年会議所会議の運営												
上程所議案の精査												
理事会における上程者管理・調整												
新年交礼会管理・実施（新入会員担当）												
設立記念の夕べにおける管理・実施												
要覧対外誌の企画・制作												



2025年度 一般社団法人富良野青年会議所

総合政策委員会 基本方針

委員長 藤原 慎悟

【委員会メンバー】

佐藤 優（副委員長）、鈴木 康治朗、荒木 崇宏

ふらの先輩諸兄姉の歴史ある地域経済への寄与を通じ、農業基盤や観光コンテンツに恵まれた稀有な都市として北海道経済の支柱を担っています。しかしながら、働き手の減少という課題は経済的な下落に及びかねず、人材が定着する社会・企業への変革が求められています。ジェンダー多様性・公平性の理解と、限りある人材が人財として活躍できる社会を模索することから、持続可能な地域経済を担うリーダーを育成する必要があります。

まずは、人的資本主義が適用された社会環境を体現するために、女性が活躍している企業の評価方法や柔軟な働き方を聞き取り調査し、ライフイベントにあった働き方に関する情報を収集し分析することで、多様な人財が活躍できる働き方に対する視座を共有します。そして、すべての人が公平に輝けるふらのの社会を創るために、ふらのとしての不公平な社会的実情を調査・聞き取りし、青年経済人としてのあるべき社会の在り方や企業姿勢を議論することで、男女の隔たりや認識差異を減らした地域社会への意識改革を促します。さらに、地域経済を持続可能なものにするために、青年会議所が得た知見を地域へ共有し地域住民とさらに高め学び合うと共に、多様な人財が輝ける体験の実現と、不公平に対する社会的提言を行う事で、ふらのに対して多様性の理解と人財投資への関心を高めます。また、富良野青年会議所が地域の橋渡しとなる役割を高めていくために、地域変革の起点となる人財と連携し、1年を通して行う事業へ企業・個人の参画を促すことで、住民や地域から必要とされる富良野青年会議所としての認知向上と運動参画への機運を高めます。

潜在的な人財が多様な価値観や人生観を否定されることなく公平に活躍できる地域を体現する富良野青年会議所のメンバーは、地域の発展を先導する運動をもたらすリーダーとして、創造力と柔軟性を備えた優秀な人財が溢れ続けるふらのの豊かな未来を創造します。

【総合政策委員会 職務分掌】

1. 人的資本主義に関する調査・研究
2. DE&I に関する調査・研究
3. 人口オーナス期における対策の研究
4. 次代に繋がるステークホルダーの構築
5. 70周年記念事業への参画

	【年間スケジュール】											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
人的資本主義に関する調査・研究												
DE&I に関する調査・研究												
人口オーナス期における対策の研究												
次代に繋がるステークホルダーの構築												
70周年記念事業への参画												



2025年度 一般社団法人富良野青年会議所

地域経済推進委員会 基本方針

委員長 家次 奎多

【委員会メンバー】

中田 元貴（副委員長）、及川 貴寛、中村 靖教

地球上の二酸化炭素濃度の上昇が原因とされる自然への悪影響から、社会的に化石燃料ではなく自然エネルギーへ転換を図る GX の推進がされております。我々が住む北海道は自然エネルギーの潜在能力を評価されており、ふらのでも脱炭素社会を目指し GX の推進がされておりますが、住民や青少年の意識の向上には至っておりません。私たちは地域住民と共に、脱炭素社会への移行意識を向上させ、持続可能な地域を目指す必要があります。

まずは、ふらのを持続可能な地域として発展させていくために、GX や省エネに関する取り組みについて、既存の施策と他の地域の良好な取り組みを比較し、地域に適した効果的な取り組みを考案し運動へ繋げることで、地域に脱炭素社会への意識と行動を広めます。そして、地域住民の意識を向上させ共通認識と連帯感を創るために、地域住民に対して取り組みを行うこととなった経緯や課題、メリットを共有し、取り組みに触れてもらう場を提供し、共助の意識を持つことで、地域一丸となり課題解決に向けた運動を展開します。さらに、私たちが住むふらのの魅力や未来を継承していくために、青少年と共に持続可能な地域づくりに向けた運動を展開し、地域の魅力や行動を起こすことの大切さを実感してもらうことで、青少年にまちづくりへの主体的な参画意識を育むきっかけを創出します。また、諸先輩方によって 70 年にわたり受け継がれてきた富良野青年会議所を次世代に繋げていくために、持続可能な地域を目指し、GX を基盤とした運動を展開し、地域全体に大きなインパクトを与えることで、富良野青年会議所の存在価値を地域全体に広めます。

富良野青年会議所は、地域の青少年たちと共に脱炭素社会へ向かう地域に適した取り組みを考え、地域にインパクトを与えた経験を通じて、青少年たちの参画意識を育みながら地域住民が GX に取り組むためのきっかけとなり、ふらのの持続可能な未来を創造します。

【地域経済推進委員会 職務分掌】

1. 富良野圏域における GX に関する認識調査・研究
2. 共助に関する調査・研究・実施
3. 青少年育成に関わる仕組み構築・実施
4. 70 周年記念事業への参画

	【年間スケジュール】											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
富良野圏域における GX に関する認識調査・研究												
共助に関する調査・研究・実施												
青少年育成に関わる仕組みの構築・実施												
70 周年記念事業への参画												

一般社団法人富良野青年会議所
創立 70 周年実行委員長 挨拶

実行委員長 荒木 崇宏



プラスサムシティ
+SUM (ITY

全員参加で育ちあう = 富良野の未来

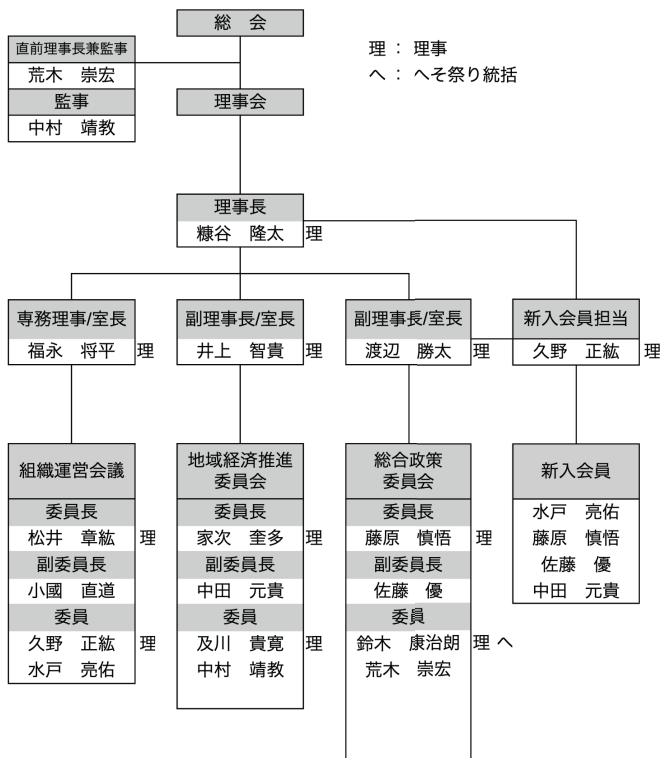
1955 年に創設されました富良野青年会議所は 70 周年を迎えることとなりました。70 周年を迎えるにあたり、我々の活動にご助力をいただいています地域の皆様、姉妹 JC として共にエールを送り合っている一般社団法人西脇青年会議所様、北海道各地にて同じ志で活動をされていますスポンサーとしての一般社団法人旭川青年会議所青年会議所様をはじめとした各地青年会議所の皆様、そして何よりもこれまで富良野青年会議所の運動をつないでこられたシニアクラブの皆様へ感謝を申し上げます。

標題に掲げているのは 70 周年のテーマとなります。私たち青年会議所のメンバーがワクワクしながら街を育てていくこと、そしてそれは地域の人々と共に力を取り合って育て合うことが必要であるという想いからこのテーマを選定させていただきました。私たち青年会議所の運動は地域を先導するものとして活動を続けていますが、本来は地域の全員が主役として運動が続くことが青年会議所として達成すべき運動展開です。この観点を忘れず、全員参加で全員が主役。そんな街になれるよう今一度意識を向けてまいります。

今年は富良野高等学校、緑峰高等学校という富良野の高校が合併する年となります。人手不足、特に子供が少ない時代は大人たちが責任をもち地域やこれからを担う子供たちのために行動をし続ける必要がありますが、一方的な押し付けではなく、高校生にも魅力を発揮していただく機会が私たちにとっても必要となります。本周年においては高校生の皆様と共に主役となる活動し、様々な表現にも挑戦する周年とさせていただきたいと存じます。

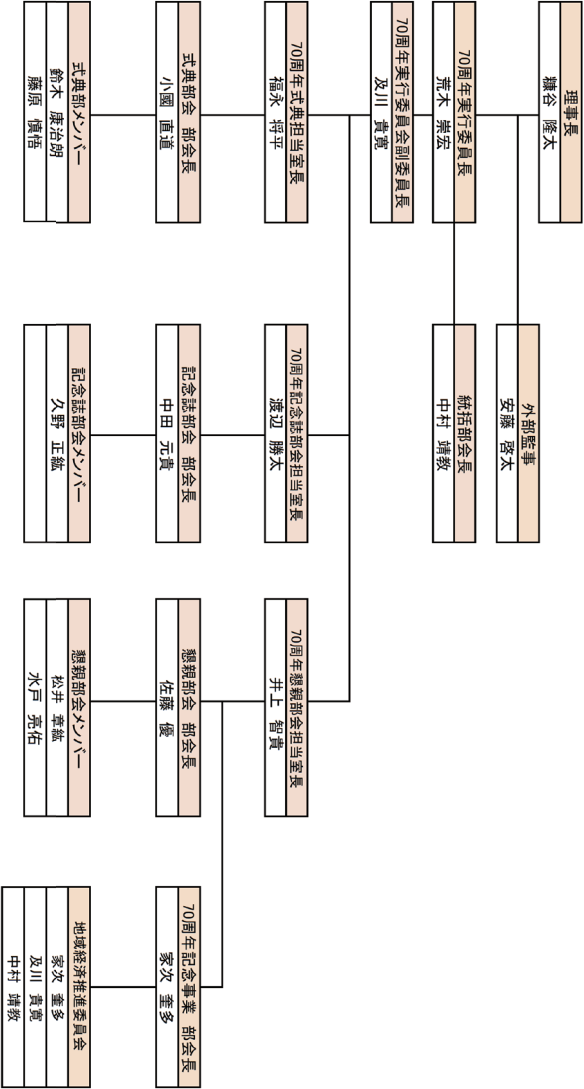
時代の変革に合わせて継続して行動し続けるには課題があります。しかしながら、青年会議所は年齢制限からのメンバーの移り変わりも激しく、それゆえに少しずつ変化していく団体です。進化論で有名なダーウィンは「最も強いもの、賢いものが生き残るのでもなく、唯一、生き残るものは変化できるものである。」と述べています。我々は今後も時代に合わせて変化し続ける団体であり続けることをお誓い申し上げまして 70 周年実行委員長としてのご挨拶とさせていただきます。

2025年度 一般社団法人富良野青年会議所 組織図



メンバー卒業年度（括弧内は生年、氏名後の数字は入会年数）

2024	2025	2026	2028	2029	2033	2034	2036
久野正紘⑩	渡辺勝太⑥	糠谷隆太⑦	鈴木康治朗④	福永将平⑥	井上智貴⑦	小國直道④	
中村靖教⑧		松井章紘④	及川貴寛③		家次奎多④		
荒木崇宏⑦					佐藤 優②		
					藤原慎悟②		
					水戸亮佑②		
					中田元貴②		



2025年度 一般社団法人富良野青年会議所 役員及び出向者一覧

理 事 長	糠 谷 隆 太
直前理事長 / 監事/70周年実行委員長	荒 木 崇 宏
副 理 事 長 / 総合政策委員会担当	渡 辺 勝 太
副 理 事 長 / 地域経済推進委員会担当 出 向 公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会事務局	井 上 智 貴 局長
専 務 理 事 / 組織運営会議担当	福 永 将 平
理 事 / 組織運営会議議長	松 井 章 紘
理 事 / 地域経済推進委員会委員長	家 次 圭 多
理 事 / 総合政策委員会委員長	藤 原 慎 悟
理 事	久 野 正 紘
理 事 出 向	及 川 貴 寛 公益社団法人日本青年会議所北海道地区東北道ブロック協議会 人財育成委員会 委員長
理 事 出 向	鈴 木 康治朗 公益社団法人日本青年会議所北海道地区東北道ブロック協議会 人財育成委員会 幹事
監 事	中 村 靖 教

一般社団法人富良野青年会議所 確認事項

[例会]

例会日 理事会で決定した日程で行う
会場設営 例会担当委員会・組織運営委員会
出欠確認 組織運営委員会
遅刻早退 午後7時にゴングを鳴らしそれ以降を遅刻とし、例会終了前を早退とする。
進行 セレモニー：組織運営委員会

[正副理事長会議]

正副理事長会議は原則として月1回の開催とする。本会の正副理事長会議は、理事長、副理事長、専務理事を以て構成する。監事は、定例正副理事長会議に出席して、意見を述べるができる。

[理事会]

理事会は原則として月1回の開催とする。委員長を兼任する理事が理事会を欠席する時は、当該委員会の中で委員長が指名した者が理事会に出席し、その職務を代行しなければならない。但し、議決権を有しない。発言は挙手の上指名後とする。オブザーブ出席は正会員・賛助会員の出席を認め、意見を聞くことができる。議事録作成人については、アカデミー会員から1名選出する。

[休会者]

総会の構成メンバーとなり例会の案内は行う。委員会などの連絡は委員長の判断とし、各種事業などの参加要請はしない。

[旅費・交通費]

車で地方に行った場合は同乗者間で精算する。

[三 役]

理事長、副理事長、専務理事の総称

[J C ルーム]

ルームの鍵は専務理事・各委員長が保管、封書類開封厳禁、私用電話禁止、整理整頓

[新入会員]

新入会員担当に所属する。

[事業計画書及び事業報告書の提出日]

全ての事業計画書及び事業報告書の提出は担当副理事長の確認を受けた後、正副理事長会議の3日前迄に財務担当理事を通し専務理事に提出する。

[褒賞]

直前理事長・監事が担当する。

[その他]

カラーコピーを使用する場合は、業者に見積りをとる。



一般社団法人 富良野青年会議所
Junior Chamber International Furano

会員名簿

正会員 14名

賛助会員 2名

(2025年1月1日現在)

アラキ タカヒロ

荒木 崇宏



A 型

1985.10.21

2019年入会

勤務先 大北土建工業㈱ 代表取締役社長
住所 〒076-0031 富良野市本町8番1号
Tel 0167-23-1111 HP
Fax 0167-23-1116 Mail takahiro.araki@taihoku-group.co.jp

自宅住所 〒076-0018 富良野市弥生町6番8号

Tel
Fax Mail
携帯 090-1522-2598 携帯Mail

イエツグ ケイタ

家次 奎多



B 型

1994.12.24

2022 年入会

勤務先 Rama Pokke 代表
住所 〒076-0028 富良野市錦町 14-3
Tel HP
Fax Mail keita.ietsugu@ramapokke.com

自宅住所 〒076-0028 富良野市錦町 14-3

Tel
Fax Mail
携帯 080-8292-8529 携帯Mail k.house.8807.fen@icloud.com

イノウエ トモキ

井上 智貴



A 型

1994.2.16

2019年入会

勤務先 池田屋㈱ 代表取締役
住所 〒076-0031 富良野市本町4番3号
Tel HP https://www.furano-ikedaya.com/
Fax 0167-22-5802 Mail ikedaya@furano.ne.jp

自宅住所 〒076-0018 富良野市弥生町 2 番 39 号

Tel
Fax Mail zeronori_crew@yahoo.co.jp
携帯 090-6697-3632 携帯Mail zeronori_crew@icloud.com

オйкаワ タカヒロ

及川 貴寛



B 型

1989.3.28

2023 年入会

勤務先 (株) 及川牧場 代表取締役
住所 〒076-0043 富良野市字南大沼 364
Tel HP
Fax 0167-23-6264 Mail oikawatakahiro7@gmail.com

自宅住所 〒076-0041 富良野市字東烏沼 1

Tel
Fax Mail
携帯 携帯Mail

クノ マサヒロ

久野 正紘



B 型

1985.6.24

2016年入会

勤務先 ホテルナトゥールヴァルト富良野 予約マネージャー
住所 〒076-0034 富良野市北の峰町14番46号
Tel HP
Fax 0167-22-1212 Mail mspecial10@gmail.com

自宅住所 〒076-0032 富良野市若松町 4-13 メアリー I 103

Tel
Fax Mail
携帯 090-2077-9450 携帯Mail

サトウ ユウ

佐藤 優



O 型

1994.10.22

2024 年入会

勤務先 (株) 重建工業
住所 〒076-0038 富良野市桂木町 4-44
Tel HP
Fax 0167-56-7483 Mail jyuken@deram.jp

自宅住所 〒076-0037 富良野市西町 2-75

Tel
Fax Mail yusato10220825@gmail.com
携帯 080-4048-6762 携帯Mail

スズキ コウジロウ
鈴木康治朗



O 型
1989.8.19
2022 年入会

勤務先 ヒューマンインターフェイス (株) 代表取締役
住所 〒071-0552 上富良野町宮町 4-69-77
Tel 0167-39-4545 HP
Fax 0167-39-4141 Mail daihyou.hif@gmail.com

自宅住所 〒071-0541 上富良野町富町 1-5-25
Tel
Fax
携帯 090-6878-1080 携帯Mail k.suzuki.hif@gmail.com

ナカムラ ヤスノリ
中村 靖教



B 型
1985.8.11
2018 年入会

勤務先 フラノデザイン 代表取締役
住所 〒076-0031 富良野市本町 2-27 コンシェルジュフラノ 4F
Tel 0167-23-6244 HP http://furano-design.com
Fax 0167-23-6244 Mail furanodesign2014@gmail.com

自宅住所 〒076-0053 富良野市東町13番8号
Tel
Fax
携帯 090-6693-7669 携帯Mail furanodesign2014@gmail.com

ヌカヤ リュウタ
糠谷 隆太



AB 型
1988.3.23
2019 年入会

勤務先 南糠谷鉄工所 取締役専務
住所 〒079-1569 富良野市山部西町4番28号
Tel 0167-42-2126 HP
Fax 0167-42-3116 Mail nukaya.ry@gmail.com

自宅住所 〒076-0046 富良野市北斗町10番15号
Tel
Fax
携帯 090-9086-9909 携帯Mail

フジワラ シンゴ
藤原 慎悟



A 型
1994.5.14
2024 年入会

勤務先 富国生命保険相互会社 営業総合職
住所 〒076-0025 富良野市日の出町 10-2 3F
Tel 0167-22-4522 HP
Fax 0167-22-4522 Mail

自宅住所 〒070-0875 旭川市春光 5 条 3 丁目 9-7
Tel
Fax
携帯 090-7519-7061 携帯Mail

フクナガ ショウヘイ
福永 将平



AB 型
1993.8.9
2020 年入会

勤務先 一般社団法人 澄空 代表理事
住所 〒071-0552 空知郡上富良野町宮町 1 丁目 1 番 24 号
Tel 0167-56-7565 HP
Fax Mail

自宅住所 〒071-0565 空知郡上富良野町丘町 1 丁目 7 番 25 号
Tel
Fax
携帯 090-9522-5835 携帯Mail

マツイ アキヒロ
松井 章紘



O 型
1988.3.14
2022 年入会

勤務先 (株) BROCO 代表取締役
住所 〒076-0025 富良野市日の出町 12-23 佐藤ビル 2F
Tel 0167-56-9550 HP
Fax 0167-56-9550 Mail broco@info.co.jp

自宅住所 〒076-0008 富良野市扇町 12-1 ベル C 102
Tel
Fax
携帯 090-8896-6464 携帯Mail

ミト リョウスケ
水戸 亮佑



A 型
1994.4.26
2024 年入会

勤務先 水戸電設
住所 〒076-0057 富良野市住吉町 2-30
Tel 0167-23-6049 HP
Fax Mail mito@furano.ne.jp
自宅住所 〒076-0057 富良野市住吉町 2-30
Tel
Fax Mail
携帯 080-1978-9375 携帯Mail ryosuke.mito@icloud.com

ワタナベ ショウタ
渡辺 勝太



O 型
1986.6.4
2020 年入会

勤務先 (株) 野菜田
住所 〒076-0008 富良野市扇町13番18号
Tel HP
Fax Mail
自宅住所 〒076-0008 富良野市扇町13番18号
Tel
Fax Mail s.watanabe0604@gmail.com
携帯 090-6695-4992 携帯Mail

オグニ ナオミチ
小國 直道



B 型
1996.11.3
2022 年入会

勤務先 富良野市役所
住所 〒076-8555 富良野市弥生町1番1号
Tel 0167-39-2304 HP
Fax 0167-23-2121 Mail oguni.naomichi@city.furano.hokkaido.jp
自宅住所 〒076-0033 富良野市新富町 4-76-201
Tel
Fax Mail
携帯 080-6070-1880 携帯Mail chyokudo--1103@i.softbank.jp

ナカタ ゲンキ
中田 元貴



AB 型
1994.8.25
2024 年入会

勤務先 中富良野町役場 地域おこし協力隊
住所 〒071-0752 空知郡中富良野町本町 9-1
Tel 0167-44-2133 HP https://www.town.nakafurano.lg.jp/
Fax 0167-44-4876 Mail mito@furano.ne.jp
自宅住所 〒071-0762 空知郡中富良野町丘町 7-1-101
Tel
Fax Mail
携帯 080-2874-5816 携帯Mail nakacho.genkinakata@gmail.com

新 入 会 員 佐藤優・藤原慎悟・水戸亮佑・中田元貴

卒 業 会 員 安藤啓太・小林啓太・篠宮健太・高田栄一・能登奈緒美・山田健太

退 会 者



一般社団法人 富良野青年会議所
Junior Chamber International Furano

2025年度 シニアクラブ名簿

シニアクラブ名簿

2025.1 時点

野 嶋 重 克	勤務先			
	Tel		Fax	
	1936/6/27	自宅住所	〒076-0031 富良野市本町3-12	
	昭和11年	Tel	22-2206	Fax 22-2206
越 野 裕 嗣	勤務先	越野洋服店 店主		
	Tel	22-2658	Fax	
	1939/4/29	自宅住所	〒076-0026 富良野市朝日町6-30	
	昭和14年	Tel	22-2658	Fax
荒 木 弘 行	勤務先	(有)あらき 代表取締役		
	Tel	22-2858	Fax	22-2858
	1939/9/18	自宅住所	〒076-0026 富良野市朝日町6-22	
	昭和14年	Tel	22-2858	Fax 22-2858
木 村 哲	勤務先	(有)木村クリーニング 代表取締役		
	Tel	22-2752	Fax	22-2400
	1940/5/27	自宅住所	〒076-0033 富良野市新富町1-74	
	昭和15年	Tel	22-2752	Fax 22-2400
藤 田 忠 昭	勤務先			
	Tel		Fax	
	1940/9/17	自宅住所	〒076-0031 富良野市本町8-28	
	昭和15年	Tel	23-2074	Fax 23-2074
会 田 系 伍	勤務先			
	Tel	22-5777	Fax	23-5014
	1940/10/6	自宅住所	〒076-0034 富良野市北の峰町26-13	
	昭和15年	Tel	23-1816	Fax 23-1816
鈴 木 好 光	勤務先			
	Tel		Fax	
	1941/1/8	自宅住所	〒076-0008 富良野市扇町16-8	
	昭和16年	Tel	22-2589	Fax 22-2589
勝 山 定 和	勤務先	勝山商店 店主		
	Tel	22-2278	Fax	22-2940
	1942/1/25	自宅住所	〒076-0025 富良野市日の出町5-26	
	昭和17年	Tel	22-2278	Fax 22-2940
明 野 博 臣	勤務先	東光寺 住職		
	Tel	23-4762	Fax	23-3606
	1942/3/30	自宅住所	〒076-0025 富良野市日の出町5-15	
	昭和17年	Tel	23-4762	Fax 23-3606

森 本 毅	勤務先	㈱くまげら 会長		
	Tel	39-2345	Fax	39-2288
	自宅住所	〒076-0025 富良野市日の出町3-23		
1942/7/31	Tel	39-2345	Fax	39-2288
昭和17年				
仲 世 古 善 雄	勤務先	麓郷木材工業㈱ 代表取締役		
	Tel	29-2131	Fax	29-2270
	自宅住所	〒076-0161 富良野市麓郷市街地		
1943/4/28	Tel	29-2131	Fax	29-2270
昭和18年				
中 野 春 美	勤務先	㈱コダマ 専務取締役		
	Tel	22-3588	Fax	22-3076
	自宅住所	〒076-0056 富良野市瑞穂町6-51		
1944/5/11	Tel	23-1346	Fax	
昭和19年				
串 崎 照 邦	勤務先	㈱宝屋時計店 取締役会長		
	Tel	22-2536	Fax	22-2187
	自宅住所	〒076-0034 富良野市北の峰町31-15		
1944/7/30	Tel		Fax	
昭和19年				
舘 和 男	勤務先	富良野麻町簡易郵便局 局長		
	Tel	23-2064	Fax	23-2064
	自宅住所	〒076-0055 富良野市西麻町2-25		
1945/12/12	Tel		Fax	
昭和20年				
杉 本 正 夫	勤務先		Fax	
	Tel			
	自宅住所	〒076-0038 富良野市桂木町6-50		
1946/3/10	Tel		Fax	
昭和21年				
池 田 幸 夫	勤務先	ベルコ富良野支部		
	Tel	22-2231	Fax	22-2231
	自宅住所	〒076-0026 富良野市朝日町2-2 朝日町団地 504 号		
1946/9/30	Tel	22-2231	Fax	22-2231
昭和21年				
平 沢 幸 雄	勤務先	㈱那知組 代表取締役		
	Tel	23-3585	Fax	23-4887
	自宅住所	〒076-0053 富良野市東町20-13		
1947/1/3	Tel	23-1269	Fax	
昭和22年				
佐 々 木 淳	勤務先	㈱佐々木製麺所 会長		
	Tel	22-2578	Fax	22-5464
	自宅住所	〒076-0018 富良野市弥生町5-28		
1947/4/13	Tel	22-2578	Fax	22-5464
昭和22年				
瀬 尾 好 三	勤務先		Fax	
	Tel			
	自宅住所	〒076-0006 富良野市字西扇山の1		
1947/7/18	Tel	22-0380	Fax	22-0380
昭和22年				

木 村 誠	勤務先	(株)木村クリーニング 取締役	
	Tel	22-2752	Fax 22-2400
	自宅住所	〒076-0037 富良野市西町2-122	
1948/1/26	Tel	23-1787	Fax
昭和23年			
本 間 優	勤務先	(株)丸喜屋	
	Tel		Fax
	自宅住所	〒076-0031 富良野市本町7-3	
1948/5/24	Tel	22-4437	Fax 22-4437
昭和23年			
前 野 仁 志	勤務先	前野商店 店主	
	Tel	44-2504	Fax 44-2504
	自宅住所	〒071-0752 中富良野町本町7-10	
1949/1/28	Tel	44-2504	Fax 44-2504
昭和24年			
菅 原 富 一 郎	勤務先		Fax
	Tel		
	自宅住所	〒076-0026 富良野市朝日町6-5	
1950/2/17	Tel	22-2034	Fax 23-6272
昭和25年			
津 山 純 一	勤務先	中央アポロ石油(株) 代表取締役会長	
	Tel	22-3179	Fax 22-4494
	自宅住所	〒076-0032 富良野市若松町2-15	
1950/10/12	Tel	23-1261	Fax
昭和25年			
日 里 雅 至	勤務先	(株)日里商店 代表取締役	
	Tel		Fax
	自宅住所	〒076-0031 富良野市本町1-17	
1951/5/5	Tel	22-2066	Fax 22-2066
昭和26年			
福 岡 榮 一	勤務先		Fax
	Tel		
	自宅住所	〒076-0021 富良野市緑町10-40	
1951/12/22	Tel	23-5250	Fax 23-5250
昭和26年			
西 本 伸 顕	勤務先	(株)北印 取締役会長	
	Tel	23-3116	Fax 23-3120
	自宅住所	〒076-0032 富良野市若松町9-19	
1952/4/16	Tel	39-2180	Fax 39-2180
昭和27年			
荒 木 毅	勤務先	大北土建工業(株) 代表取締役会長	
	Tel	23-1111	Fax 23-1116
	自宅住所	〒076-0027 富良野市花園町2-14	
1952/6/5	Tel	22-5536	Fax 22-5536
昭和27年			
小 林 賢 次	勤務先	小林測量設計事務所 代表	
	Tel	22-5303	Fax 22-5320
	自宅住所	〒076-0032 富良野市若松町9-26	
1952/8/21	Tel	22-5303	Fax 22-5320
昭和27年			
外 崎 信	勤務先		Fax
	Tel		
	自宅住所	〒076-0026 富良野市朝日町6-12	
1953/4/18	Tel	22-2892	Fax
昭和28年			

近 藤 一 郎	勤務先	近藤商店 店主	
	Tel	22-4830	Fax 22-4830
	自宅住所	〒076-0055 富良野市西麻町2-20	
1953/9/15 昭和28年	Tel	22-4830	Fax 22-4830
	勤務先	榊上村オール建材 取締役副社長	
	Tel	011-382-2100	Fax 011-382-2001
上 村 昌 市	自宅住所	〒076-0032 富良野市若松町6-12	
	Tel	22-2675	Fax
	勤務先		
白 倉 明	Tel		Fax
	自宅住所	〒076-0025 富良野市日の出町6-41	
	Tel	22-2340	Fax 22-2340
水 間 英 文	勤務先	榊富良野典礼 水間造花店 代表取締役	
	Tel	22-2303	Fax 22-2410
	自宅住所	〒076-0024 富良野市幸町2-19	
1954/1/31 昭和29年	Tel	22-2224	Fax 22-2410
	勤務先	(株) 藤井商店 代表取締役	
	Tel	23-1054	Fax 23-1054
藤 井 信 吉	自宅住所	〒076-0026 富良野市朝日町5-13	
	Tel	23-1054	Fax 23-1054
	勤務先	榊増山建設 代表取締役	
増 山 省 吾	Tel	22-3171	Fax 22-3172
	自宅住所	〒076-0008 富良野市扇町8-15	
	Tel	23-1535	Fax 23-1535
1954/12/8 昭和29年	勤務先	榊たなか保険 代表取締役	
	Tel	22-4210	Fax 22-4105
	自宅住所	〒076-0031 富良野市本町5-39	
田 中 正 昭	Tel	22-4210	Fax 22-4105
	勤務先	榊橋場ガラス 代表取締役	
	Tel	22-2012	Fax 22-3889
橋 場 和 之	自宅住所	〒076-0011 富良野市末広町5-15	
	Tel	22-8100	Fax 22-8100
	勤務先	民宿あきば オーナー	
秋 葉 久 司	Tel	22-3205	Fax 22-1948
	自宅住所	〒076-0023 富良野市栄町4-1	
	Tel	22-3205	Fax 22-1948
1955/2/24 昭和30年	勤務先	藤田土地家屋調査士事務所	
	Tel	22-2481	Fax 22-5078
	自宅住所	〒076-0032 富良野市若松町3-23	
藤 田 恵 士	Tel	23-5293	Fax
	勤務先	北央電装(株) 代表取締役	
	Tel	22-2524	Fax 22-2580
丸 山 一 敏	自宅住所	〒076-0038 富良野市桂木町1-15	
	Tel	39-1233	Fax 22-2580
	勤務先		
1955/12/13 昭和30年	Tel		
	勤務先		
	Tel		

奥 平 康 博	勤務先	(有)あかね 代表取締役会長		
	Tel	22-2003	Fax	22-2003
	自宅住所	〒076-0022 富良野市若葉町10-1		
1956/2/1 昭和31年	Tel	22-2003	Fax	22-2003
	勤務先	(有)今野自動車商会 代表取締役		
	Tel	22-4151	Fax	22-4153
1957/6/21 昭和32年	自宅住所	〒076-0038 富良野市桂木町6-108		
	Tel	23-3937	Fax	23-3937
宮 田 俊 昌	勤務先	富良野寺 住職		
	Tel	22-2262	Fax	23-1960
	自宅住所	〒076-0031 富良野市本町11-10		
1957/11/18 昭和32年	Tel	22-2262	Fax	23-1960
	勤務先	(株)イトウ塗装 取締役		
	Tel	22-4059	Fax	22-5526
松 本 敏 文	自宅住所	〒076-0057 富良野市住吉町2-79		
	Tel	22-4486	Fax	
	勤務先	クリアロード(株) 代表取締役		
忍 穂 良 明	Tel	0156-62-5359	Fax	
	自宅住所	〒076-0058 富良野市新光町2-10		
	Tel	22-1686	Fax	22-1686
1958/3/30 昭和33年	勤務先	日向板金店 代表		
	Tel	44-2646	Fax	44-3016
	自宅住所	〒071-0753 空知郡中富良野町南町3-36		
日 向 猛	Tel	44-2646	Fax	44-3016
	勤務先			
	Tel		Fax	
高 橋 直 伎	自宅住所	〒076-0034 富良野市北の峰町10-22		
	Tel	22-2155	Fax	22-2155
	勤務先	(株)西塚清掃社		
杉 本 充	Tel	45-2312	Fax	45-9833
	自宅住所	〒076-0053 富良野市東町13-13		
	Tel	23-4517	Fax	23-4517
1959/3/5 昭和34年	勤務先	紅屋薬局 代表取締役		
	Tel	22-2601	Fax	22-1782
	自宅住所	〒076-0024 富良野市幸町7-28		
菅 原 康 記	Tel	22-0042	Fax	22-1782
	勤務先	(宗) 富良野神社 宮司		
	Tel	22-2731	Fax	23-6640
西 川 充 彦	自宅住所	〒076-0032 富良野市若松町17-6		
	Tel	22-2731	Fax	23-6640
	勤務先	鎌田靴店		
鎌 田 功 輝	Tel	22-2330	Fax	23-6926
	自宅住所	〒076-0025 富良野市日の出町10-17		
	Tel	22-2330	Fax	23-6926
1961/3/19 昭和36年	勤務先			
	Tel		Fax	
	Tel		Fax	

青 木 賢 亮 1961/10/1 昭和36年	勤務先	慈恵ひまわり幼稚園 園長		
	Tel	22-2504	Fax	23-4484
	自宅住所	〒076-0032 富良野市若松町11-2		
	Tel	23-4484	Fax	23-4484
松 井 浩 和 1962/3/16 昭和37年	勤務先			
	Tel		Fax	
	自宅住所	〒076-0022 富良野市若葉町9-1		
	Tel	22-4085	Fax	22-4085
津 山 正 樹 1962/4/5 昭和37年	勤務先	(株)津山興産 代表取締役		
	Tel	22-2135	Fax	22-2182
	自宅住所	〒076-0026 富良野市朝日町5-1		
	Tel	22-2135	Fax	22-2182
富 田 隆 司 1962/6/10 昭和37年	勤務先			
	Tel		Fax	
	自宅住所	札幌市中央区南 11 条西 9 丁目 3-27		
	Tel	011-301-4067	Fax	011-301-4067
吉 田 幸 生 1962/7/1 昭和37年	勤務先	(株)宝屋時計店 代表取締役		
	Tel	22-2536	Fax	22-2187
	自宅住所	〒076-0034 富良野市北の峰町25-32		
	Tel	22-4275	Fax	22-4275
市 村 英 規 1962/8/4 昭和37年	勤務先	(株)アイキ産業 代表取締役		
	Tel	22-5598	Fax	23-6907
	自宅住所	〒076-0027 富良野市花園町1-22		
	Tel	22-1787	Fax	23-6907
五 十 嵐 一 友 1963/1/23 昭和38年	勤務先	(有)五十嵐仏壇店 代表取締役		
	Tel	23-2708	Fax	23-3076
	自宅住所	〒076-0011 富良野市末広町11-15		
	Tel	23-2708	Fax	23-3076
高 田 健 一 1963/2/17 昭和38年	勤務先	(有)高田看板 代表取締役		
	Tel	22-2219	Fax	23-1281
	自宅住所	〒076-0023 富良野市栄町1-12		
	Tel	23-5225	Fax	23-5225
軽 米 達 也 1963/6/1 昭和38年	勤務先	(株)軽米組 代表取締役		
	Tel	22-3518	Fax	22-3519
	自宅住所	〒076-0018 富良野市弥生町3-144		
	Tel	22-1645	Fax	22-3519
広 瀬 寛 人 1963/7/11 昭和38年	勤務先	(株)富良野タクシー 代表取締役		
	Tel	22-3516	Fax	22-2373
	自宅住所	〒076-0023 富良野市栄町7-5		
	Tel	22-1963	Fax	22-1963
三 和 賢 一 郎 1963/12/25 昭和38年	勤務先	(株)北印 専務取締役		
	Tel	23-3116	Fax	23-3120
	自宅住所	〒076-0037 富良野市西町2-71		
	Tel	23-5821	Fax	23-5821
成 定 正 浩 1964/6/30 昭和39年	勤務先	(有)富士スポーツ 代表取締役		
	Tel	22-2346	Fax	22-5308
	自宅住所	〒076-0023 富良野市栄町1-5		
	Tel	39-2525	Fax	39-2525

中 野 義 弘	勤務先	中野商事(株) 代表取締役		
	Tel	23-3145	Fax	23-3146
	自宅住所	〒076-0023 富良野市栄町 2-15		
1964/8/27 昭和39年	Tel	22-5107	Fax	22-5107
	勤務先	岡本ドライクリーニング 代表		
	Tel	45-2113	Fax	45-3268
岡 本 康 裕	自宅住所	〒071-0561 空知郡上富良野町大町1-2-6		
	Tel	45-2113	Fax	45-3268
	昭和40年			
大 滝 哲 也	勤務先	大滝写真館		
	Tel	22-3264	Fax	22-4580
	自宅住所	〒076-0024 富良野市幸町2-26		
1965/6/23 昭和40年	Tel	22-3264	Fax	22-4580
	勤務先	(株)西武・プリンスホテルズワールドワイド 総支配人		
	Tel	22-1111	Fax	22-1190
伊 賀 裕 治	自宅住所	〒076-0058 富良野市新光町2-162		
	Tel	22-1043	Fax	22-1043
	昭和40年			
鈴 木 貫 太 郎	勤務先	(有)だいまる調理部 代表取締役		
	Tel	23-2471	Fax	23-2472
	自宅住所	〒076-0054 富良野市春日町7-11		
1965/7/29 昭和40年	Tel	23-2472	Fax	23-2472
	勤務先	(株)コダマ 代表取締役		
	Tel	22-3588	Fax	22-3076
瀬 川 謙 二 郎	自宅住所	〒076-0026 富良野市朝日町4-15		
	Tel	23-8015	Fax	23-8015
	昭和41年			
増 澤 秀 和	勤務先	(株)旭堂 代表取締役		
	Tel	22-3588	Fax	22-3076
	自宅住所	〒076-0034 富良野市北の峰町32-16		
1967/5/16 昭和42年	Tel	22-5194	Fax	22-5194
	勤務先	宗教法人 恵光寺 代表役員		
	Tel	52-2358	Fax	52-2358
酒 井 智	自宅住所	〒079-2404 南富良野町幾寅917-1		
	Tel	52-2358	Fax	52-2358
	昭和42年			
佐 藤 健 治	勤務先	(株)ヤマサ 代表取締役社長		
	Tel	22-4168	Fax	22-4162
	自宅住所	〒076-0035 富良野市学田三区		
1967/9/28 昭和42年	Tel	22-0420	Fax	
	勤務先	(株)有我工業所		
	Tel	45-2615	Fax	45-3212
有 我 充 人	自宅住所	〒071-0546 空知郡上富良野町西町2-1-12		
	Tel	39-4411	Fax	39-4411
	昭和42年			
上 田 賢 一	勤務先			
	Tel		Fax	
	自宅住所	〒076-0024 富良野市幸町6-18		
1968/2/6 昭和43年	Tel	22-0039	Fax	22-0039
	勤務先	阿部塗建工業 代表		
	Tel	23-6972	Fax	23-6972
阿 部 英 治	自宅住所	〒076-0054 富良野市春日町2-23		
	Tel	23-6972	Fax	23-6972
	昭和43年			

齊 藤 真 揮 1968/6/7 昭和43年	勤務先	齊藤求四郎板金 代表取締役	
	Tel	45-2710	Fax 45-2710
	自宅住所	〒071-0562 空知郡上富良野町南町1丁目2-29	
城 宝 和 広 1968/12/25 昭和43年	勤務先	(株)城宝種苗園 代表取締役	
	Tel	23-4010	Fax 23-3683
	自宅住所	〒076-0012 富良野市下五区	
金 倉 康 裕 1969/2/4 昭和44年	勤務先	(有)富良野電装工業 代表取締役	
	Tel	23-3581	Fax 23-3582
	自宅住所	〒076-0026 富良野市朝日町16-18	
久 保 昌 己 1969/4/3 昭和44年	勤務先	社会医療法人博友会 北の峰病院 院長	
	Tel	22-2011	Fax 23-1606
	自宅住所	〒076-0016 富良野市中御料2056	
金 子 栄 二 1969/10/4 昭和44年	勤務先	(有)中央ハイヤー スクールバス部門	
	Tel	22-2800	Fax 22-2166
	自宅住所	〒076-0004 富良野市布部市街地	
茂 木 聡 1970/7/28 昭和45年	勤務先	大道綜合警備(株) 取締役営業本部長兼釧路営業所長	
	Tel	011-702-2100	Fax 011-702-7100
	自宅住所	札幌市中央区北2条西12丁目プレミスト植物園 608号室	
大 道 祐 樹 1971/3/9 昭和46年	勤務先	Dining cave 代表	
	Tel	45-3906	Fax
	自宅住所	〒071-0542 空知郡上富良野町錦町1丁目4-11	
佐々木 雅 人 1971/3/27 昭和46年	勤務先	(株)S - P L A N 代表取締役	
	Tel	090-1522-4713	Fax 22-4140
	自宅住所	〒076-0055 富良野市西麻町2-24	
北 川 和 也 1971/8/20 昭和46年	勤務先	(有)天心農場 代表取締役	
	Tel	44-2480	Fax 44-2267
	自宅住所	〒071 - 0779 空知郡中富良野町東9線北10号	
伊 東 忠 1971/9/16 昭和46年	勤務先	(株)イトウ塗装 代表取締役	
	Tel	22-4059	Fax 22-5526
	自宅住所	〒076-0022 富良野市若葉町14-3	
鎌 田 和 晃 1972/1/11 昭和47年	勤務先	オサダ農機(株) 代表取締役	
	Tel	39-2500	Fax 39-2501
	自宅住所	〒076-0034 富良野市北の峰町26-11	
織 田 孝 弘 1972/1/20 昭和47年	勤務先	ふらの総合サービス 代表	
	Tel		Fax
	自宅住所	〒076-0043 富良野市南大沼2	
	Tel	22-4804	Fax 22-4804

菊 田 和 雄 1972/2/26 昭和47年	勤務先	㈱菊田建設 代表取締役社長	
	Tel	23-4097	Fax 23-1852
	自宅住所	〒076-0053 富良野市東町17-26-201	
奈 良 規 生 1973/8/23 昭和48年	Tel	23-3475	Fax
	勤務先	ヘアースalonナラ 店長	
	Tel	22-2575	Fax 22-2575
浅 田 康 詞 1974/1/7 昭和49年	自宅住所	〒076-0024 富良野市幸町3-12	
	Tel	22-2575	Fax 22-2575
	勤務先	㈱サンエービルド工業 代表取締役社長	
宮 坂 裕 之 1974/3/8 昭和49年	Tel	22-3145	Fax 23-6046
	自宅住所	〒076-0038 富良野市桂木町4-28	
	Tel	23-6369	Fax 23-6369
小 林 英 樹 1974/5/29 昭和49年	勤務先	(有)インターナショナル富良野 代表取締役	
	Tel	23-3604	Fax 23-3604
	自宅住所	〒076-0006 富良野市西扇山1	
阿 部 大 介 1975/1/24 昭和50年	Tel	23-3604	Fax 23-3604
	勤務先	北海道ホテル&リゾート㈱ 代表取締役	
	Tel	22-1211	Fax 22-1212
上 杉 日 出 男 1975/3/13 昭和50年	自宅住所	〒076-0024 富良野市幸町4-6	
	Tel		Fax
	勤務先	JA ふらの 南エリア共済課長	
佐々木 久美子 1975/8/1 昭和50年	Tel	42-2211	Fax 42-2488
	自宅住所	〒079-1563 富良野市山部東町 8-3	
	Tel	56-7868	Fax
荏 原 克 之 1975/8/26 昭和50年	勤務先	(有)上杉板金 代表取締役	
	Tel	23-2271	Fax 23-6291
	自宅住所	〒076-0057 富良野市住吉町5-7	
猫 宮 大 輝 1976/9/9 昭和51年	Tel	22-0788	Fax 22-0788
	勤務先	スナックさくら	
	Tel	23-2221	Fax
石 塚 成 一 1977/1/15 昭和52年	自宅住所	〒076-0046 富良野市北斗町6-1	
	Tel	23-1651	Fax 23-1651
	勤務先	(有)フラーブティツクエハラ 代表取締役	
猫 宮 大 輝 1976/9/9 昭和51年	Tel	22-2263	Fax 23-2255
	自宅住所	〒076-0018 富良野市弥生町1-47	
	Tel	22-2331	Fax
石 塚 成 一 1977/1/15 昭和52年	勤務先	(有)エコネコ 代表取締役	
	Tel	56-7746	Fax 56-7746
	自宅住所	〒076-0021 富良野市緑町2-5	
石 塚 成 一 1977/1/15 昭和52年	Tel		Fax
	勤務先	(有)そば処小玉家 代表取締役	
	Tel	23-1234	Fax 23-6222
	自宅住所	〒076-0011 富良野市末広町21-17	
	Tel		Fax

操 上 平	勤務先	(株)昭栄自動車 代表取締役	
	Tel	22-2519	Fax 22-3211
	自宅住所	〒076-0022 富良野市若葉町3-7	
1977/4/26	Tel	22-2519	Fax 22-3211
昭和52年			
高 谷 啓 司	勤務先	(株)ベルハンガープレイス 代表取締役	
	Tel	22-4338	Fax 22-4338
	自宅住所	〒076-0054 富良野市春日町8-21	
1977/9/2	Tel		Fax
昭和52年			
清 野 貴 大	勤務先	北海道フードコネクト(株) 代表取締役	
	Tel	23-3322	Fax 23-3322
	自宅住所	〒076-0038 富良野市桂木町4-93	
1977/12/14	Tel		Fax
昭和52年			
安 藤 豪 敏	勤務先	安藤山林緑化(株) 会長	
	Tel	44-2458	Fax 44-2569
	自宅住所	〒071-0714 空知郡中富良野町宮町2-34-A202	
1978/2/14	Tel		Fax
昭和53年			
中 村 亮 太	勤務先	(株)南富自動車サービスエリア富良野支店 取締役店長	
	Tel	39-2511	Fax 39-2513
	自宅住所	〒076-0006 富良野市西扇山 1	
1978/6/30	Tel	22-4910	Fax
昭和53年			
野 村 直 樹	勤務先	行政書士 O f f i c e ノムラ 代表	
	Tel	56-7316	Fax 56-7317
	自宅住所	〒076-0038 富良野市桂木町5-22	
1978/8/17	Tel		Fax
昭和53年			
高 田 政 人	勤務先	(株)西武・プリンスホテルズワールドワイド 事業戦略アシスタントマネジャー	
	Tel	22-1111	Fax 22-1189
	自宅住所	〒076-0038 富良野市桂木町3-22	
1978/12/20	Tel	56-7066	Fax 56-7066
昭和53年			
沼 田 訓 明	勤務先	富良野商工会議所 相談課長 経営指導員	
	Tel	22-3555	Fax 22-3120
	自宅住所	〒076-0031 富良野市東雲町3-19	
1979/3/14	Tel		Fax
昭和54年			
森 井 一 輝	勤務先	高橋建設(株) 代表取締役	
	Tel	45-2304	Fax 45-5655
	自宅住所	〒071-0542 空知郡上富良野町大町1丁目7-4	
1979/11/24	Tel	45-5545	Fax
昭和54年			
橋 場 怜 央	勤務先	(株)橋場ガラス 代表取締役専務	
	Tel	22-2012	Fax 22-3889
	自宅住所	〒076-0011 富良野市末広町5-14	
1980/4/13	Tel		Fax
昭和55年			
高 橋 卓 也	勤務先	furano bijou (フラノビジュール) オーナーシェフ	
	Tel	0167-56-7627	Fax 0167-56-7627
	自宅住所	〒076-0057 富良野市住吉町 3 番 11 号	
1981/5/9	Tel	090-8374-3899	Fax
昭和 56 年			
吉 本 信一郎	勤務先	(有) 中央ハイヤー 代表取締役	
	Tel	0167-22-2800	Fax 0167-22-2166
	自宅住所	〒076-0021 富良野市緑町 11 番 22 号	
1981/5/13	Tel	090-7058-0364	Fax
昭和 56 年			

志 賀 光 1982/4/2 昭和 57 年	勤務先	富良野市役所	
	Tel	0167-39-2309	Fax
	自宅住所	富良野市北斗町 13 番 6 号	
	Tel		Fax
齋 藤 斐 子 1982/5/29 昭和 57 年	勤務先	Being (株)	代表取締役
	Tel	0167-22-0750	Fax 0167-56-9085
	自宅住所	富良野市花園町 2 番 18 号	
	Tel		Fax
福 屋 健 輔 1982/6/3 昭和 57 年	勤務先	(有) フクヤ薬局	役員
	Tel	0167-45-2009	Fax 0167-45-5039
	自宅住所	上富良野町中町 2 丁目 4-1 O ベル・ソレイユ II 203	
	Tel		Fax
水 間 健 太 1982/6/17 昭和 57 年	勤務先	北海道議会議員	
	Tel		Fax
	自宅住所	富良野市本町 8 番 21 号	
	Tel		Fax
津 山 泰 希 1982/9/12 昭和 57 年	勤務先	中央アポロ石油(株)	代表取締役
	Tel	0167-22-3179	Fax 0167-22-4494
	自宅住所	富良野市末広町 9 番 17 号	
	Tel		Fax
井 野 克 彦 1982/11/8 昭和 57 年	勤務先	(株)増山建設	常務取締役
	Tel	0167-44-2458	Fax 0167-44-2569
	自宅住所	富良野市朝日町 14 番 15 号	
	Tel		Fax
尾 関 文 浩 1983/1/3 昭和 58 年	勤務先	創作居酒屋 しーすりー	店主
	Tel	080-1860-0265	Fax 0167-77-4048
	自宅住所	富良野市東町 18 番 1 号	
	Tel		Fax
水 間 一 1983/1/22 昭和 58 年	勤務先	(株) 富良野典礼	専務
	Tel	0167-22-2303	Fax 0167-22-2410
	自宅住所	富良野市幸町 2 番 8 号コンプリーオ 101	
	Tel		Fax
植 崎 貴 文 1983/2/15 昭和 58 年	勤務先	(株) 西武・プリンスホテルズワールドワイド	
	Tel	0167-22-1111	Fax 0167-22-2119
	自宅住所	富良野市若松町 17-18 あばーとじゅあさ II 201	
	Tel		Fax
鈴 木 紹 史 1983/12/30 昭和 58 年	勤務先	SNACK Lily	店主
	Tel	0167-22-0230	Fax 0167-22-0230
	自宅住所	富良野市幸町 3 番 31 号メゾンウッド 2F 7 号室	
	Tel		Fax

能 登 奈 緒 美 1984/3/1 昭和 59 年	勤務先	富国生命保険相互会社 営業	
	Tel	0167-22-4522	Fax
	自宅住所	富良野市新光町 1-43	
	Tel		Fax
小 林 啓 太 1984/3/24 昭和 59 年	勤務先	KAMIFU HOUSE	代表
	Tel	090-4839-0777	Fax
	自宅住所	空知郡上富良野町東 8 線北 17 号 6309	
	Tel		Fax
安 藤 啓 太 1984/6/27 昭和 59 年	勤務先	安藤山林緑化(株)	代表取締役
	Tel	0167-44-2458	Fax 0167-44-2569
	自宅住所	空知郡中富良野町西町 5 番 8 号	
	Tel		Fax
篠 宮 健 太 1984/7/3 昭和 59 年	勤務先	イズムデザイン	代表
	Tel	080-6165-2833	Fax
	自宅住所	富良野北の峰町 11-16-201-21	
	Tel		Fax
山 田 健 太 1984/8/4 昭和 59 年	勤務先	(有)ホロニック	
	Tel	0167-28-2211	Fax 0167-28-2211
	自宅住所	富良野市字西達布 4536 番地 1	
	Tel		Fax
高 田 栄 一 1984/9/12 昭和 57 年	勤務先	(株)コダマ	課長
	Tel	0167-22-3588	Fax 0167-22-3076
	自宅住所	富良野市西町 1 番 62 号	
	Tel		Fax
	勤務先		
	Tel		Fax
	自宅住所		
	Tel		Fax
	勤務先		
	Tel		Fax
	自宅住所		
	Tel		Fax
	勤務先		
	Tel		Fax
	自宅住所		
	Tel		Fax

一般社団法人富良野青年会議所 物故会員

桧田 昌男	藤井 信男	操上 功司	鴨田 英雄
谷口 昇	菅原 良晴	水谷 儀広	吉田 正武
西野 務	岩佐 義則	福岡 正	大道 寿和
清水 秀夫	川辺 政雄	塩尻 博幸	白倉 武則
大橋 保夫	澤井 昌行	柿本 恒之	鴨田 典彦
大賀 広規	唐沢 謹成	斎藤 寿一	羽野 良一
水口 隆正	及川 健司	高田 晴資	沢井 定七
小玉 繁	正盛 豊	理寛寺陸夫	田中 正
成田 勲	平間 威	吉本 昭雄	横尾 正行
横尾 博一	竹内 継雄	中澤 敏雄	操上 勲
泉山 敬治	城宝和太郎	安藤 暢敏	寺西 一郎
藤原 大輔	日下 博克	佐藤 猛	森田 武
日下 博行	竹内 康紀	斉藤 隆	下久根知良
藤田 博	小島 秀世	重綱 敏彦	

一般社団法人富良野青年会議所 歴代理事長

1, 斎藤 寿一	2, 藤井 信男	3, 藤井 信男	4, 正盛 豊
5, 竹内 継雄	6, 竹内 継雄	7, 菅原 良晴	8, 白倉 武則
9, 寺西 一郎	10, 田中 規義	11, 日下 博克	12, 沢井 定七
13, 杉本陽太郎	14, 城宝和太郎	15, 松田 進	16, 泉山 敬治
17, 沢井 昌行	18, 小玉 繁	19, 日下 博行	20, 藤田 忠昭
21, 越野 裕嗣	22, 荒木 弘行	23, 宮川 泰幸	24, 加藤 幸作
25, 仲世古善雄	26, 会田 系伍	27, 谷口 正弘	28, 小島 秀世
29, 及川 健司	30, 佐々木 淳	31, 小川 惇	32, 本間 優
33, 菅原富一郎	34, 日里 雅至	35, 上村 昌市	36, 西本 伸顕
37, 水間 英文	38, 丸山 一敏	39, 鴨田 典彦	40, 塩尻 博幸
41, 藤田 恵士	42, 横尾 正行	43, 大賀 広規	44, 鎌田 功輝
45, 広瀬 寛人	46, 市村 英規	47, 高田 健一	48, 軽米 達也
49, 岡本 康裕	50, 中野 義弘	51, 有我 充人	52, 佐藤 健治
53, 茂木 聡	54, 金倉 康裕	55, 伊東 忠	56, 佐藤 猛
57, 菊田 和雄	58, 上杉日出男	59, 小林 英樹	60, 浅田 康詞
61, 安藤 豪敏	62, 藤原 大輔	62, 石塚 成一	63, 水間 健太
64, 津山 泰希	65, 橋場 怜央	66, 吉本信一郎	67, 水間 一
68, 安藤 啓太	69, 中村 靖教	70, 荒木 崇宏	

一般社団法人富良野青年会議所 シニアクラブ歴代会長

1, 斎藤 寿一	2, 清水 秀夫	3, 中沢 敏雄	4, 福岡 正
5, 横尾 博一	6, 城宝和太郎	7, 理寛寺陸夫	8, 田中 正
9, 泉山 敬治	10, 沢井 昌行	11, 萩原 弘	12, 野嶋 重克
13, 今井 正行	14, 佐藤 武夫	15, 成田 勲	16, 荒木 弘行
17, 木村 哲	18, 藤田 忠昭	19, 森本 毅	20, 舘 和男
21, 串崎 照邦	22, 深尾 孝二	23, 池田 幸夫	24, 平沢 幸雄
25, 佐々木 淳	26, 木村 誠	27, 本間 優	28, 菅原富一郎
29, 福岡 榮一	30, 日里 雅至	31, 重綱 敏彦	32, 森田 武
33, 水間 英文	34, 増山 省吾	35, 橋場 和之	36, 秋葉 久司
37, 丸山 一敏	38, 奥平 康博	39, 今野富士保	40, 忍穂 良明

2024年度 事業報告

[illegible]

一般社団法人富良野青年会議所 2025 年度公式スケジュール

月別		1月	2月	3月	4月
会議別					
L O M	第一例会			総合政策委員会	地域経済推進委員会
	第二例会				
	第三例会				
	その他事業	新年総会	東北海道BC 会員会議所（富良野）		
	正副理事長会	16日	14日	17日	15日
	理事会	29日	28日	26日	28日
地区協議会	正副会長会議	12日（日）札幌	2日（日）WEB 27日（木）WEB		6日（日）WEB 27日（日）WEB
	役員会議	19日（日）白老	9日（日）登別室蘭	8日（土）帯広	13日（日）苫小牧
	会員会議所会議	24日（金）京都		9日（日）帯広	
	フォーラム・大会 その他事業				
	各地会員会議所周年				26日（土） 名寄JC70周年
ブロック協議会	東北海道BC 正副会長会議	12日（日）WEB	7日（金）WEB	14日（金）WEB	11日（金）WEB
	東北海道BC役員会議	18（土）帯広	8日（土）旭川	15日（土）中標津	12日（土）斜里
	東北海道BC 会員会議所会議	24日（金）京都	22日（土）富良野		20日（日）WEB
	東北海道BC 事業		22日（土）富良野		
	西北海道BC正副会長会議	9日（木）WEB	7日（金）WEB	14日（金）WEB	11日（金）WEB
	西北海道BC 役員会議	11日（土）WEB	8日（土）芦別	15日（土）八雲	12日（土）苫小牧
	西北海道BC 会員会議所会議	18日（土）WEB	22日（土）苫小牧		
	西北海道BC事業		22日（土）苫小牧		
日本JC	正副会頭会議 （月初）	7日（火）東京 28日（火）佐賀	20日（木）姫路		3日（木）半田 24日（木）浜松
	正副会頭会議 （月中/WEB）	16日（木）東京	6日（木）東京 27日（木）東京		10日（木）東京
	常任理事会	17日（金）東京	14日（金）東京	6日（木）東京	18日（金）東京
	理事会	24日（金）京都	15日（土）東京	7日（金）東京	19日（土）東京
	総会	25日（土）京都		22日（土）東京	
	NOM主要事業	京都会議 23日（木） ～26日（日）			
J C I	J C I 諸会議	J C I 常任理事会 ／理事会 (JC1JEM/JBM) 日 () ～日 ()			

	5月	6月	7月	8月
L O M		総合政策委員会	地域経済推進委員会	
	70周年式典		北海へそ祭り	定時総会 ふらの花火大会
	12日	10日	10日	11日
地 区 協 議 会	26日	26日	24日	26日
		1日(日) WEB	6日(日) WEB	24日(日) WEB
	9日(金) 江別	7日(土) 千歳	11日(金) 根室	30日(土) WEB
			12日(土) 根室	
	JCフェスティバル(仮)		北方領土返還要求 現地視察大会 13日(日) 根室 会頭訪問 東北海道BC 14日(月) 会頭訪問 西北海道BC 15日(火)	
	17日(土) 函館JC 75周年 31日(土) 富良野JC 70周年	14日(土) 小樽JC 70周年 21日(土) 中標津JC 50周年		2日(土) 当別JC 45周年
	17日(土) WEB	13日(金) WEB	4日(金) WEB	21日(木) WEB
	18日(日) WEB	14日(土) 深川	5日(土) 北見	22日(金) WEB
		15日(日) 深川		23日(土) 未定
	23日(金) WEB	6日(金) WEB	4日(金) WEB	21日(木) WEB
ブ ロ ッ ク 協 議 会	24日(土) 栗山	8日(日) 余市	5日(土) 赤平	22日(金) 未定
		22日(日) 北広島		23日(土) 未定
		22日(日) 北広島	会頭公式訪問 15日(火)	ブロック大会 23日(土)
	29日(木) 京都	30日(月) 東京		
	8日(木) 東京	5日(木) 東京	10日(木) 埼玉	
	16日(金) 東京	20日(金) 東京	17日(木) 東京	
	17日(土) 東京	21日(土) 東京	18日(金) 横浜	
日 本 J C			JCIアカデミー 日() ～日() サマーコンファレンス 19日(土)～20日(日)	
	アフリカ・中東地域会議 21日(水)～24日(土)	アジア・太平洋地域会議 12日(水)～15日(土)	JCI中間常任理事会 (JCI MYE) 日()～日()	
J C I	アメリカ地域会議 10日(水)～13日(土)	ヨーロッパ地域会議 4日(水)～7日(土)		

	9月	10月	11月	12月
L O M		地域経済推進委員会	総合政策委員会	
	設立記念のタベ	70周年記念事業		クリスマス会 卒業式
	11日	16日	14日	8日
地 区 協 議 会	26日	27日	26日	18日
		5日(日) WEB 31日(日) WEB		
		19日(日) 当別	15日(土) 岩見沢	
	5日(金) 網走		16日(日) 岩見沢	
	第74回北海道地区 大会 網走大会 5日(金)～7日(日)			
ブ ロ ッ ク 協 議 会	27日(金) WEB	25日(土) WEB	21日(金) WEB	
	28日(土) 名寄	26日(日) 未定	22日(土) 帯広	
			23日(日) 帯広	
		サヨナラブロック 4日(土)		
	26日(金) WEB	24日(金) WEB	21日(金) WEB	
	27日(土) 芦別	25日(土) 伊達	22日(土) WEB	
	28日(日) 芦別		23日(日) 千歳	
		サヨナラブロック 4日(土)		
日 本 J C	4日(木) 名古屋 25日(木) 仙台	30日(木) 神戸	27日(木) 熊本	
	11日(木) 東京	2日(木) 東京	13日(木) 東京	4日(木) 東京
	19日(金) 東京	3日(金) 東京	21日(金) 東京	12日(金) 東京
	20日(土) 東京	9日(木) 佐賀	22日(土) 東京	13日(土) 東京
		10日(金) 佐賀		
		第75回全国大会 佐賀大会 9日(木) ～12日(日)		
J C I			JCI世界会議 11月2日(木) ～9日(日) デュニス	



一般社団法人 富良野青年会議所
Junior Chamber International Furano

定 款

並びに

諸規程

一般社団法人富良野青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人富良野青年会議所（英文名 Junior Chamber International Furano）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道富良野市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域社会及び国家の政治、経済、文化等の発展を図るとともに、会員の連帯と指導力の啓発に努め、もって国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 当法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 当法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、文化等に関する調査研究及びその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業
- (2) 会員の指導力開発及び能力開発に関する研究並びに相互の連携に資する事業
- (3) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業
- (4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を推進する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 富良野市及びその周辺に住所又は勤務先を有する満20歳以上満40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者。ただし、事業年度中に満40歳に達するときは、その事業年度の末日までは正会員としての資格を有するものとする。
- (2) 特別会員 40歳に達した事業年度の末日まで正会員であった者で、理事会で入会を承認された者とする。

(3) 名誉会員 当法人に功労があり、理事会で承認された者とする。

(4) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認されたものとする。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第7条 当法人の正会員、特別会員及び賛助会員になろうとする者は、総会において別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第8条 正会員及び賛助会員は、入会に際し、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員、特別会員及び賛助会員は、毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第9条 会員が当法人を退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 当法人の秩序を乱す行為をしたとき。

(4) 会費納入期限を6箇月過ぎても納入義務を履行しないとき。

(5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 会員である団体が解散したとき。

(4) 破産の宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として、毎年1月及び8月に2回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会のうち、1月に開催する定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合には、理事長は、総会の日時、場所、総会の目的である事項及びその内容を記載した書面をもって、総会の日の7日前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、14日前までに通知を発しなければならない。
- 4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の決議の省略)

第16条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 第一項の規定により定時総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時総会が終結したものとみなす。

(総会への報告の省略)

第17条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面によって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上
- (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 監事は、総会において正会員及び特別会員の中から選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、その業務を分担執行する。

- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌年度の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができることとし、その額については、総会の決議により別に定める。

(直前理事長及び顧問)

第30条 当法人に、任意の機関として直前理事長1人及び顧問1人以上を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度の理事長がこれに当たり、総会において選任する。

- 3 直前理事長は、理事長経験を活かし、当法人の業務について必要な助言を行う。

- 4 顧問は、総会において正会員及び特別会員の中から選任する。

- 5 顧問は、理事長の諮問に答え、又は参考意見を述べることができる。

- 6 直前理事長及び顧問として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、顧問については再任を妨げない。

- 7 直前理事長及び顧問は、総会の決議によって解任することができる。

- 8 直前理事長及び顧問は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職。ただし、理事長を選定する場合において、理事会は、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(開催)

第33条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2 理事会は、定例理事会として原則毎月1回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会として開催する。

(招集)

第34条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催の日とする臨時理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、臨時理事会を招集することができる。

5 理事会を招集する者は、理事会の日の3日前までに、理事及び監事に対し通知を発ししなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、監事が当該提案について異議を述べたときを除き、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、該当提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし当該事項について議決に加わることができるものに限る。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の5分の3以上が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第39条 当法人は、第3条の目的を達成するため、原則毎月1回以上例会を開催する。

2 例会は、すべての会員をもって構成する。

3 例会の運営に関し必要な事項は、総会において別に定める。

(委員会)

第40条 当法人は、目的達成に必要な事項を調査、研究及び審議し、又は実施するため委員会を設置する。

2 委員会は、委員長1人、副委員長2人以内及び委員若干名をもって構成する。

3 委員長は、正会員の中から理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 委員会の運営に関し必要な事項は、総会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計原則)

第42条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(余剰金の分配)

第43条 当法人は、余剰金の分配を行わない。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、1月の定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第49条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要に応じて事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が理事会の決議を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

第10章 公告の方法

(公告)

第50条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の役員は次のとおりとする。

理事長	小林英樹
副理事長	藤原大輔、浅田康詞
専務理事	水間健太
理事	宮坂裕之、石塚成一、吉本信一郎、荏原克之、操上平 小松郡二、高田政人、水間一
監事	奈良規生、安藤豪敏

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 本定款は令和3年8月20日から適用する。

一般社団法人富良野青年会議所 正会員資格規程

(目 的)

第1条 本規程は本会議所の正会員の資格及び入会に関する事項を規定したものである。

(入会・資格)

第2条 本会議所に入会を希望する者の資格及び入会手続き等については、次の各号による。

- (1) 在籍1年以上であり且つ前年度の例会、委員会その他諸行事の出席率70%以上の正会員2名の推薦を受けることを要する。
- (2) 入会希望者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、推薦者の記名押印を得て理事長宛提出するものとする。
- (3) 入会の申込みは、年令35歳までであることが望ましい。
- (4) 第2号の申込みがあったときは、理事会において審議し、入会の諾否及び入会月を決定、入会希望者に通知する。
- (5) 正会員は入会希望者を推薦するにあたり、例会、委員会その他諸行事への出席を督励しなければならない。
- (6) 正会員は原則として賛助会員等への移動は認められないが特別な事由がある場合はこの限りではない。但し理事会の審議を要する。

(入会金・会費等)

第3条 正会員の入会金、会費の額は次のとおりとする。

- (1) 入会金 金10,000円
- (2) 年会費 金96,000円
2. 正会員として事業年度の途中で入会した者の年会費の額は、1月から3月までの間に入会した場合は金96,000円、4月から6月までの間に入会した場合は金72,000円とし、7月以降に入会した場合は金額を理事会の決議により定めることができる。
3. 納入期限については、原則2月末日までの一括納入とし、分納等希望する場合は、届を理事長に提出すること。
4. 正会員が転勤等やむを得ない理由により退会する場合において、その正会員と同一の勤務先に属する者が、その正会員の後任として入会する場合、同一事業年度に限り、入会金を免除とする。
5. その他必要とする経費については、理事会の承認を経て総会の決議によってこれを定めるものとする。

(規程の変更・委任)

第4条 本規程は、理事会の承認を経て、総会の決議により変更することができる。

2. 本規程により定めのない事項で必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

(附 則)

- 1 本規程は一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）より施行し、変更の場合はその施行年月日等を追記する。
- 2 本規程は平成26年12月18日から適用する。

一般社団法人富良野青年会議所 賛助会員規程

(主旨・目的)

- 第1条 この賛助会員規程は、(以下「本規程」という。)一般社団法人富良野青年会議所(以下「本会議所」という。)に設ける賛助会員制度の運営その他について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本規程は、本会議所定款第2章第6条第1項第4号に基づく詳細とする。
 - 3 本規程は、本会議所の外部関係者の本会議所に対する協力・理解・親交を高めることにより本会議所の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

- 第2条 賛助会員の資格を有する者は、本会議所の主旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、団体等で理事会によって承認された者とする。

(事業・権利・義務・特典)

- 第3条 本会議所が作成又は発行する資料の供与を優先して受けることができる。
- 2 賛助会員は本会議所定款第4章第22条により総会の構成員ではないがオブザーブ参加を義務付けるものとする。
 - 3 賛助会員は本会議所定款第3章第15条及び運営規定第3条により役員の資格を有さないが、理事会等にはオブザーブ参加することができる。
 - 4 賛助会員は本会議所(LOM内)の事業及び会合に参加できる。但し一切の主導権、表決権及び選挙権ならびに被選挙権を有しない。
 - 5 上記以外(LOM外)の事業及び会合に関しては一切参加の権利を有さない。但し理事会が定めるところによる。

(入 会)

- 第4条 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事会に提出するものとする。
- 2 入会の諾否は、理事会において決定し、これを入会希望者に通知するものとする。

(入会金・会費)

- 第5条 賛助会員は入会時入会金として10,000円、毎年年会費として30,000円を納入する。
- 2 納入期限については、原則2月末日までの一括納入とし、分納等希望する場合は、届を理事長に提出すること。
 - 3 賛助会員が退会する場合、既納の会費はいかなる場合をもっても返還することができない。

(退 会)

- 第6条 本会議所定款第2章第11条に定めるとおりとする。

(除 名)

- 第7条 本会議所定款第2章第12条に定めるとおりとする。

(会員資格の喪失)

- 第8条 本会議所定款第2章第13条に定めるとおりとする。

(規程の変更・委任)

- 第9条 本規程は、理事会の承認を経て、総会の決議により変更することができる。
- 2 本規程に定めのない事項で必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

(附 則)

- 1 本規程は一般法人の設立の登記の日(平成25年1月4日)より施行し、変更の場合はその施行年月日等を追記する。
- 2 本規程は平成26年12月18日から適用する。
- 3 本規程は平成29年1月1日から適用する。

一般社団法人富良野青年会議所 特別会員規程

(主旨・目的)

- 第1条 この特別会員規程は（以下「本規程」という。）一般社団法人富良野青年会議所（以下「本会議所」という。）に設ける特別会員制度の運営その他について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本規程は、本会議所定款第2章第6条第1項第2号に基づく詳細とする。
- 3 本規程は、本会議所の外部関係者の本会議所に対する協力・理解・親交を高めることにより本会議所の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

- 第2条 40歳に達した年の年度末まで正会員であつて、理事会で承認された者とする。

(事業・権利・義務・特典)

- 第3条 本会議所が作成又は発行する資料の供与を優先して受けることができる。
- 2 特別会員は本会議所定款第4章第22条により総会の構成員ではないがオブザーブ参加を義務付けるものとする。
- 3 特別会員は本会議所定款第3章第15条及び運営規定第3条により理事の資格を有さないが、監事の資格を有し、また理事会等にはオブザーブ参加することができる。
- 4 特別会員は本会議所（LOM内）の事業及び会合に参加できる。但し一切の主導権、表決権及び選挙権ならびに被選挙権を有しない。
- 5 上記以外（LOM外）の事業及び会合に関しては一切参加の権利を有さない。但し理事会が定めるところによる。

(入 会)

- 第4条 特別会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事会に提出するものとする。
- 2 入会の諾否は、理事会において決定し、これを入会希望者に通知するものとする。

(会 費)

- 第5条 特別会員の入会金及び年会費の額は、理事会の決議により定めるものとする。

(退 会)

- 第6条 本会議所定款第2章第11条に定めるとおりとする。

(除 名)

- 第7条 本会議所定款第2章第12条に定めるとおりとする。

(会員資格の喪失)

- 第8条 本会議所定款第2章第13条に定めるとおりとする。

(規程の変更・委任)

- 第9条 本規程は、理事会の承認を経て、総会の決議により変更することができる。
- 2 本規程に定めのない事項で必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

(附 則)

- 1 本規程は一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）より施行し、変更の場合はその施行年月日等を追記する。
- 2 本規程は平成26年12月18日から適用する。

一般社団法人富良野青年会議所 名誉会員規程

(主旨・目的)

第1条 この名誉会員規程は（以下「本規程」という。）一般社団法人富良野青年会議所（以下「本会議所」という。）に設ける名誉会員制度の運営その他について必要な事項を定めることを目的とする。

2 本規程は、本会議所定款第2章第6条第1項第3号に基づく詳細とする。

3 本規程は、本会議所の関係者の本会議所に対する協力・理解・親交を高めることにより本会議所の事業活動の推進に資することを目的とする。

4 名誉会員は本会議所及び会員のよき相談役となることを第一の目的とする。

(資格)

第2条 名誉会員の資格を有するものは、理事会において過去の功績により本会議所活動に多大なる貢献をしたと認められ、推薦、承認された者とする。

2 会員が死亡した場合は、その資格を喪失する。

(事業・権利・義務・特典)

第3条 本会議所が作成又は発行する資料の供与を受けることができる。

2 名誉会員は理事会が定める事業及び会合に参加できる。但し一切の主導権、表決権及び選挙権ならびに被選挙権を有しない。

3 上記以外の事業及び会合に関しては一切参加の権利を有さない。但し理事会の定めるところによる。

(会費等)

第4条 名誉会員は入会金及び年会費は徴収しないものとする。

(規程の変更・委任)

第5条 本規程は、理事会の承認を経て、総会の決議により変更することができる。

2 本規程に定めのない事項で必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

(附 則)

1 本規程は一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）より施行し、変更の場合はその施行年月日等を追記する。

2 本規程は平成26年12月18日から適用する。

一般社団法人富良野青年会議所 運営規程

(目 的)

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため組織運営等に関する事項を規定するものである。

(理事長の資格)

第2条 理事長は正会員として3年以上在籍し、過去に理事を務めていることを要する。

(役員の資格)

第3条 正会員として1年以上在籍し、例会の出席率が70%を超える者であることが望ましい。

(職 務)

第4条 理事長は定款に定めたる任務の外に対外的な会議ならびに会合に出席するとともに、外部関係団体の来訪者に対する折衝ならびに接待を行うものとする。又理事長はセクレタリーをおくことができる。

2 副理事長は定款に定めたる任務の外に各委員会を分担し、委員長を指導するとともに積極的な協力を為さねばならない。

3 専務理事は定款に定めたる任務の外に例会及び理事会の運営に関する業務の執行をしなければならない。

4 理事は定めたる任務の外に本会議所の重要議案の決定にあたり責任をもってこれを審議し、その運営に遺憾無きよう努めなければならない。

5 理事長候補者は就任前に役員候補者会議を招集し、事業計画案及び予算案を作成しなければならない。

6 委員長は理事会及び総会において決議された事業を分担して責任をもってこれを遂行し、事業終了後は直ちに例会、理事会に報告しなければならない。

7 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、三役の決議によりその職務を代行する。

8 新入会員は理事会において決定した委員会に所属する。

(役員候補者)

第5条 役員候補とは本会議所役員選任規程に基づき選任された総ての役員で、選任後就任するまでの者をいう。

(役員候補者会議)

第6条 役員候補者会議は役員候補者が決定した後就任するまでの間における次年度事業活動の準備機関として設置する。

(理 事 会)

第7条 理事会は毎月1回開催し、例会事項及び運営上の諸問題を討議研究する。

2 理事会は原則として、月1回の開催とする。

- 3 委員長を兼任する理事が理事会を欠席する時は、副委員長を筆頭に当該委員会の中で委員長が指名したものが理事会に出席し、その職務を代行しなければならない。但し、原則として議決権及び発言権を有しない。発言は挙手の上、指名後とする。
- 4 オブザーバー出席は会員の傍聴を認め、理事会の判断により意見を聞く事が出来る。

(例会)

- 第8条 例会は各種の事業推進に関する研究ならびに討議をし、必要事項の報告、協議を行う。
- 2 例会の日程、会場設営及び進行の担当委員会は理事会にて決定し、その委員会は年間事業計画に明記する。
 - 3 例会の出欠確認は理事会にて決定した委員会が受持ち、その都度理事会にて決定した開始時刻にゴングを鳴らし、それ以降を遅刻とし、例会終了前を早退とする。

(正副理事長会議)

- 第9条 正副理事長会議は原則として、月1回の開催とする。
- 2 本会の正副理事長会議は理事長、副理事長及び専務理事の三役を以て構成する。
 - 3 直前理事長、監事、顧問は、この会議に出席し、意見を述べることができる。
 - 4 正副理事長会議は必要に応じて委員長及び議長を呼び尋問及び答弁を請求することができる。
 - 5 会員のオブザーバー出席を認める。但し決議権、発言権は有しない。

(事業計画書及び事業報告書の提出日)

- 第10条 全ての事業計画書及び事業報告書の提出日は担当副理事長の確認を受けた後、正副理事長会議の3日前までに財務担当理事を経て、専務理事(事務局)にE-mailにより提出する。

(過怠金)

- 第11条 例会に出席を怠った者より過怠金を徴収する事ができる。過怠金の額及び徴収の方法については、理事会に於いて決定する。

(休会)

- 第12条 病気または出張等により長期にわたり出席困難なる場合は、理事長宛に休会届けを提出し、理事会の承認を得て一時休会し正会員の資格を継続する事ができる。但し、会費及び負担金は納入しなければならない。
- 2 上記、休会届けには、期間の明記がされていなければならない。但し、当該年度をこえてはいけない。
 - 3 総会の構成メンバーとなり、例会等の案内は行なう。
 - 4 委員会などの連絡は委員長の判断とする。
 - 5 各種事業などの参加要請はしない。

(アテンダンス)

第13条 例会に欠席した者はその前後1ヶ月以内に他青年会議所の例会に出席することにより当該例会に出席したものと看做す。その他、理事会にて承認されたLOM内事業及び、日本青年会議所、地区協議会、東北北海道ブロック協議会の活動等に出席した者はアテンダンスを適応する。
出向者に限り例会当日の出向先委員会もアテンダンスを適応する。
またその他の詳細については第1回総会にて確認するものとする。

(褒 賞)

第14条 本会議所はJC活動の昂揚を図るために褒賞を行う。

2 褒賞の対象は次の該当会員または当該委員会とする。

- (1) JCの発展拡大に著しく努めた会員または委員会
- (2) JC運動に顕著な功績があった会員または委員会
- (3) JCの評価を高める社会的功績のあった会員または委員会
- (4) 例会の出席が優秀なる会員

3 褒賞の決定は直前理事長、監事が審議し、理事会の承認を得てこれを行う。

(書類の保存)

第15条 定款、総会議事録、理事会議事録、事業計画書、事業報告書は永久保存とする。

2 (公社)日本青年会議所、北海道地区協議会、東北北海道ブロック協議会関係書類及び事業報告の詳細文ならびに次年度への伝達申し送り事項の文書は3年保存とする。

3 その他の関係書類は理事長の責任においてこれを定める。

(規程の変更・停止)

第16条 本規程は、理事会の承認を経て、総会の決議により変更することができる。

2 本規程に定めのない事項で必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

(附 則)

- 1 本規程は一般法人の設立の登記の日(平成25年1月4日)より施行し、変更の場合はその施行年月日等を追記する。
- 2 本規程は平成26年12月18日から適用する。
- 3 本規程は令和7年1月9日から適用する。

一般社団法人富良野青年会議所 役員選任規程

(目 的)

第1条 本規程は、本会議所の次年度役員の選任方法を定めたものである。

(理事及び監事の選任)

第2条 次年度の理事及び監事を選出するために選出委員を置く。

(選出委員の選任)

第3条 選出委員は1月定時総会において選任する。

(選出委員の任期)

第4条 選出委員の任期は、1月定時総会より8月定時総会までとする。

(選出委員の構成)

第5条 選出委員は理事長を含む5名とし、理事経験者で構成する。但し選出委員長は、理事長がこれにあたる。

(理事長候補者の推薦及び承認時期)

第6条 立候補者、推薦者等の募集及び取りまとめを行い、正会員全員にこれを知らせ、選挙等の準備及び進行を行う。

- 2 選挙終了後、選出委員は次年度の理事長候補者1名を選出して、8月定時総会にこれを推薦するものとする。

(規程の変更・停止)

第7条 本規程は、理事会の承認を経て、総会の決議により変更することができる。

- 2 本規程に定めのない事項で必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

(附 則)

- 1 本規程は一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）より施行し、変更の場合はその施行年月日等を追記する。

一般社団法人富良野青年会議所 会計規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、本会議所の会計の基準を定め財務の適正を確保すると共に、財政及び収支の状況について、真実の報告を提供することを目的とする。

(会計処理の基準)

第2条 本会議所の会計に関しては、法令及び定款に定めるもののほかは、本規程の定めるところにより一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って行う。

(会計の区分)

第3条 本会議所の会計は次のとおりとする。

- (1) 一般会計、特別会計に区分する。
- (2) 特別会計は、一般の支出と区別して経理する。その他の事項については、積立金管理規程に基づくものとする。

(会計担当者)

第4条 会計経理業務は、財務担当理事が担当する。

(会計担当者の役割)

第5条 財務担当理事は次の業務を行う。

- (1) 予算案及び決算書を作成し、理事長に提出すること
- (2) 金銭出納帳その他必要な書類の作成並びに保管
- (3) 入会金、会費の徴収並びに寄付金の収受その他収入金の管理
- (4) 支払に関する業務並びに領収書の発行
- (5) その他定款に定められた業務

第2章 予 算

(総計予算主義の原則)

第6条 会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを予算に計上しなくてはならない。

- 2 予算は会計の区分ごとに計上し、予算科目はその目的に従って款、項に区分しなければならない。

(補正予算)

第7条 予算の編成後に生じた事由に基づいて予算に変更を加える必要がある場合は、補正予算を編成することができる。

(経理の公開)

第8条 会員は、予算の執行の状況を把握するため、財務担当理事又はこれらの管

理に属する機関で権限を有する者に対して、会計資料の閲覧の申し出をすることができる。

- 2 財務担当理事は、予算の適正な執行を確保するため少なくとも6ヶ月に1度以上収入及び支出の実績について理事会及び監事に報告しなければならない。
- 3 理事会、監事は、その報告に基づいて必要な措置を講ずることができる。

第3章 収 入

（入会金等）

第9条 入会金及び会費は次のとおりとする。

（1）入会金 正 会 員 金 10,000 円

賛助会員 金 10,000 円

（2）会 費 正 会 員 金 96,000 円（年額）

賛助会員 金 30,000 円（年額）

特別会員 理事会の決議により定める

- 2 正会員として事業年度の途中で入会した者の年会費の額は、1月から3月までの間に入会した場合は金96,000円、4月から6月までの間に入会した場合は金72,000円とし、7月以降に入会した場合は金額を理事会の決議により定めることができる。

（会費納入の義務）

第10条 納入期限については、原則2月末日までの一括納入とし、分納等希望する場合は、届を理事長に提出すること。

- 2 会員は、前項に基づき会費を本会議所口座へ納入しなければならない。

（収入の扱い）

第11条 金銭の収納に際しては、領収書を発行しなければならない。

- 2 前項の場合は財務担当理事において伝票を作成しなければならない。

第4章 支 出

（支出の扱い）

第12条 金銭の支出に際して財務担当理事は、証拠書類に基づいて伝票を作成しなければならない。

（固定資産物品の取得）

第13条 什器備品等のうち1単位の取得価格が、10万円以上でかつ耐用年数が1年以上のもの（以下「固定資産物品」という。）の取得及びその相当額の補修等を行う場合は、理事会の承認を必要とする。

（支出の方法）

第14条 財務担当理事は、当該支出が法令款又は予算に違反していないことを確認した上でなければ、支出することができない。

第 15 条 財務担当理事は、毎月末には帳簿残高と銀行残高証明書を照合確認しなくてはならない。

2 取扱金融機関は市内に店舗を有する金融機関とする。

第 5 章 決 算

(決算の基準)

第 16 条 本会議所の決算は、予算との有機的関連を維持し、継続記録に基づくものでなければならない。

(決 算 報 告)

第 17 条 理事長は、会計年度末において決算整理をし、翌年 1 月 31 日までに貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の関係書類を監事に提出しなければならない。

2 監事は、その所見を付けて総会の承認に付さなければならない。

(会計書類の閲覧)

第 18 条 総会の 1 週間前から前条第 1 項の会計書類を事務局に備えて置き、会員の閲覧に供しなければならない。

第 6 章 雑 則

(会計書類の保存)

第 19 条 会計の保存は、次のとおりとする。

- (1) 財務諸表 10 年
- (2) 会計書類 5 年
- (3) その他の書類 3 年

(印鑑の保管)

第 20 条 本会議所の印鑑は、理事長の責任において保管、使用しなければならない。

(規程の変更・停止)

第 21 条 本規程は、理事会の承認を経て、総会の決議により変更することができる。

- 2 本規程に定めのない事項に必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

(附 則)

- 1 本規程は一般法人の設立の登記の日(平成 25 年 1 月 4 日)より施行し、変更の場合はその施行年月日等を追記する。
- 2 本規程は平成 26 年 12 月 18 日から適用する。
- 3 本規程は平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

一般社団法人富良野青年会議所 庶務規程

(目 的)

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため事務局、会計経理、慶弔、旅費等に関する事項を規程するものである。

(事 務 局)

第2条 事務局は下記の職務を行うものとする。

- (1) 有価証券ならびに現金を除く財産の保管、管理。
- (2) 内外の文書受理と発信の起草及び整理。
- (3) 役員より附託された諸事務の処理
- 2 事務局の経費は当該年度の予算に計上する。
- 3 ルーム・ロッカーの鍵は理事長及び専務理事、事務局が保管する。
- 4 封書類開封厳禁、私用電話禁止、整理整頓を義務付けるものとする。

(会計・経理)

第3条 金銭出納は総てこれを担当する委員長の承認を得るものとする。

- 2 担当委員長は該年度の収支計算書、財産目録の作成を行い、理事長に提出するものとする。

(慶 弔)

第4条 会員の慶事、弔事に際しては金品を贈り、その意を通じるものとする。

- 2 金品については以下の通りにする。

結 婚 10,000 円

誕 生 10,000 円

見 舞 3,000 円

弔 慰 (1) 会員の死亡

30,000 円と生花

(2) 会員の配偶者の死亡

10,000 円と生花

(3) 会員の両親及び子女の死亡

5,000 円と生花

(4) 賛助・特別会員の死亡

5,000 円と生花

(5) O B 会員の死亡

10,000 円程度の

生花もしくは供花料

上記の外必要と認めた時、正副理事長及び専務理事の協議により、これを定め、理事会へ報告する。会員の慶弔は、会員自身が専務理事に速やかに届け出なければならない。会員及び会員同居の親族死亡の場合は、全会員に連絡する。

(旅 費 等)

第5条 正会員等が公務出張の際には必要に応じ旅費等を支給することができる。

- 2 前項の旅費等の支給に際しては、理事会で決定した範囲内においてこれを認める。
- 3 車で地方に行った場合は同乗者間で清算する。

(規程の変更・停止)

第6条 本規程は、理事会の承認を経て、総会の決議により変更することができる。

- 2 本規程に定めのない事項で必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

(附 則)

- 1 本規程は一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）より施行し、変更の場合はその施行年月日等を追記する。
- 2 本規程は、平成26年12月18日から適用する。
- 3 本規程は、平成28年1月1日から適用する。
- 4 本規程は、令和6年1月1日から適用する。

一般社団法人富良野青年会議所 積立金管理規程

(目的)

第1条 本規程は、本会議所の長期的に安定した運営の維持及び特定の事業を行う資金として積立て、その管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(積立金の種類)

第2条 積立金の種類は、次のとおりとする。

(1) 周年積立金 本会議所周年事業及び式典等の運営に充てる資金

(積立額)

第3条 前条の積立金に積み立てる額は、毎年度の予算で定める額とする。

(積立金の処分)

第4条 第1条の目的を達成するため、第2条に掲げる目的により積立金の一部または全部を取り崩すことが出来る。

2. 当会議所の運営上やむを得ない理由により第2条に掲げる目的以外の理由により積立金の一部または全部を取り崩したい場合は、理事会の承認を経て総会の決議を必要とする。

(規程の変更・停止)

第5条 本規程は、理事会の承認を経て、総会の決議により変更することができる。

2. 本規程に定めのない事項で必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

(附則)

1. 本規程は平成29年度1月1日より施行する。



一般社団法人 富良野青年会議所
Junior Chamber International Furano

認証番号 第 8 1 号 (1956.2.26)

〒076-0031

北海道富良野市本町 2 番 2 7 号コンシェルジュフラノ 2 階

T E L / F A X 0 5 0 - 6 8 6 0 - 8 8 7 9

U R L <http://www.furanojcnet.com>

E-mail furanojc@gmail.com

■ 2 0 2 5 年度スローガン

道 ～心の躍動～

公益社団法人 日本青年会議所

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2 丁目 1 4 番 3 号青年会議所会館

T E L 0 3 - 3 2 3 4 - 5 6 0 1 (代表)

■ 2 0 2 5 年度スローガン

Raise your Flag 理想への挑戦

公益社団法人 日本青年会議所 北海道地区協議会

〒060-0001

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目北海道経済センター 9 階

T E L 0 1 1 - 2 4 1 - 3 4 0 2

F A X 0 1 1 - 2 4 1 - 3 4 0 1

■ 2 0 2 5 年度スローガン

Origin 新たな時代の希望となれ！

